

参議院文教・科学委員会會議録第九号

平成十年三月十七日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

三月十二日

辞任

長谷川道郎君

補欠選任

山本 一太君

三月十三日

辞任

山本 一太君

補欠選任

長谷川道郎君

三月十六日

辞任

峰崎 直樹君

補欠選任

萱野 茂君

三月十七日

辞任

本岡 昭次君

補欠選任

小川 勝也君

三月十七日

辞任

山下 栄一君

補欠選任

福本 潤一君

三月十七日

辞任

野沢 太三君

補欠選任

橋本 聖子君

三月十七日

辞任

上山 和人君

補欠選任

梶原 敬義君

三月十七日

辞任

日下部徳代子君

補欠選任

及川 一夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

大島 慶久君

小野 清子君

北岡 秀二君

馳 浩君

小林 元君

松 あきら君

井上 裕君

釜本 邦茂君

世耕 政隆君

田沢 智治君

長谷川道郎君

委員

衆議院議員

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

橋本 聖子君
江本 孟紀君
小川 勝也君
萱野 茂君
福本 潤一君
及川 一夫君
梶原 敬義君
日下部徳代子君
阿部 幸代君
扇 千景君

文部政務次官 狩野 安君
文部大臣官房長 小野 元之君
文部省学術国際局長 雨宮 忠君
文部省体育局長 工藤 智規君
事務局側 常任委員会専門員 菅端 俊兒君

い中をこうしてまた私たちの審議に顔を出していただき、本当にありがとうございます。
懸案の事項について、私の方から大きく二点ほど御質問させていただきます。
まず、青森県知事と科技庁長官、通産大臣、官房長官との四者協議、非常に慎重にかつ大切な問題として見守ってまいりましたが、一定の答えは出たようでありまして、ほっとしておりますというふうな心境であります。
今般行われました返還ガラス固化体の搬入に際し、木村知事が四日間輸送船の入港を拒否した背景には、核燃料サイクルの進め方について地元青森県が持つ不信、不安があると思えます。これらを払拭していくことが円滑な核燃料サイクルの推進の前提であると考えますが、大臣にお伺いいたします。核燃料サイクル政策について地元青森県の理解と信頼を得るために今後どのように取り組んでいかれますか。

○委員(大島慶久君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。去る十三日、峰崎直樹君が委員を辞任され、その補欠として萱野茂君が選任されました。また、昨日、山下栄一君及び本岡昭次君が委員を辞任され、その補欠として福本潤一君及び小川勝也君が選任されました。

○委員(大島慶久君) いろいろ御心配をいただきましたが、ガラス固化体の搬入、数日間当初の予定よりおくれたわけでありすけれども、青森県知事に御許可をいただいて十三日無事に搬入ができて、ほっとしているところでございます。

○委員(大島慶久君) 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査のうち、科学技術に関する件を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○委員(大島慶久君) 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査のうち、科学技術に関する件を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○委員(大島慶久君) 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査のうち、科学技術に関する件を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○委員(大島慶久君) 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査のうち、科学技術に関する件を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

う御指摘をいただいたわけですが、実は高レベル廃棄物をどうしていくかというところが一番難しい、住民の御理解を得ながら進めていくのには一番難しいところでありまして、こういう言葉を使っているかどうかはわかりませんが、現在のところ核燃料サイクルを進めていく上での一種のアキレス腱みたいな形になっていることは、私もここが一番大事な力を入れなければならぬところだと思っているわけでありまして。

そして、その青森県知事のお話の中で、私はこれはよく青森の方々の意を体して進めなきゃいけないなど、今までもそう考えてきたんですけども、改めて認識を深くしましたのは、全国でこうやって電力を使って、その三分の一が原子力エネルギーに負っているという中であるわけでありまして、ほかのところ、例えば科学技術庁長官も本場に県民の気持ちを理解しているのかというお問いかけでありました。私はこのことは十分心して、安全確保はもちろんでありますけれども、地元と理解と協力を得つつ進めるということをもう一回肝に銘じなければいけないと思っております。

これまでも青森県、県民の方々に直接核燃料サイクルについて説明したり、意見交換を行う説明会などをやってきたわけでありまして。そのほか、青森県知事の御意向も入れまして、例えば昨年の九月には、官房長官にもオブザーバーとして参加していただきまして、通産大臣と科学技術庁長官が入りまして核燃料サイクル協議会というものを開催する。

それから、今般のガラス固化体の搬入に際しても、私と通産大臣で誠意を持って話をさせていたでいて、十三日には官房長官と、さらには総理とも会談をしていただいたなど、できる限り誠意を持って話し合いをする姿勢は持ってきたつもりでございます。

今後とも、先ほど申し上げましたような高レベル廃棄物の最終処分の見通じなど、今般の木村知事との一連の結果も踏まえながら、実務者レベル

で一層密接に連絡調整を図っていくことはもちろんですけれども、必要に応じて私が知事とお会いをしてまたお話をするなど、意志疎通を十分に図って核燃料サイクルの円滑な推進に努めていきたいと、こう思っております。

○馳浩君 入港が木村知事に受け入れられた背景には、その四者協議の決定を受けての御了解もあつたかと思うのですが、四者協議事項があつたはずでありまして、この点をできる限り詳しくお示し、協議事項についての検討の結果、どういうふうな木村知事に理解をいただいて入港を受け入れていただいたのかという経緯をぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

四者協議の第一は、今大臣からお話がありました、高レベル放射性廃棄物最終処分の見通し、これが第一点。

第二点目が、原子力レスキュー隊の設置。これは恐らく防災専門官が原子力施設のある現地に置いて常設される、あるいは職員の身分の問題等々、これは恐らく今国会でも一つの論点として科学技術庁もされるのではないかとこのように期待しておりますが、今般の話し合いでこの原子力レスキュー隊の設置についてどういうふうにお答えになったのか。

三番目が、プルサーマル計画の見通し。そして四番目が、電気料金割引の全県適用。これは地元としてのインセンティブとして要望だったとは思いますが、この四点に關しましてどういふお答えがあったのか。

とりわけこの原子力レスキュー隊について、これは恐らく超党派で議員立法で提出されるのかとは思ひますが、これは話し合いも水面下で進めておるような段階でもありますから、現段階でどのようにお答えになったのか、できる限り教えていただきたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、馳委員がおっしゃったように、四項目が従前から議論になっておりまして、先ほど申し上げました協議会の幹事会でも実務的な折衝を積み重ねてきているところであ

りますけれども、特にこの間、官房長官のお呼びかけで行われました四者の会談の中で確認されたこと、先ほどちょっと御報告を忘れましたので申し上げますと、まず第一は、高レベル放射性廃棄物の最終処分については知事の要請にこたえるよう政府一体としての一層の取り組みの強化を図る、これが一点であります。それからもう一点として、原子力レスキューの問題については協議会、幹事会を通じて前向きに検討する、こういうことを確認して、さらに政府側、私と通産大臣からは、試験燃料の搬入の安全協定については早期締結方をお願いしたいということを知事に申し上げた。これが大体十三日に行われました会談の合意事項でございます。

細かな点については、いろいろ法制等にもわたりますので、原子力局長から御答弁をさせたいと存じます。

○政府委員(加藤康宏君) ただいま御指摘ございました四項目につきましては、青森県六ヶ所村に現在建設中でございます再処理工場、そこに使用済み燃料の受け入れプルがもうできておりまして、そこに試験燃料を搬入するための安全協定、それがもう一年以上前から県及び事業者等で話し合われておりますが、その関係で国として四項目について検討してほしい、そういうことで提起がある問題でございます。

最初の高レベル放射性廃棄物処分の見通しにつきましては、大臣からもお話しございましたが、現在原子力委員会、高レベル放射性廃棄物処分の社会的、制度的な面の検討、それから安全性を確保するために必要な研究開発面の検討、そういう検討を進めているわけでございますが、現時点におきましては、二〇〇〇年を目途に実施主体をつくりまして、事業資金の確保等、そういう制度面を確立したい。それから技術面では、技術的信頼性の明示、安全基準のよりどころを示すとか、そういうことを目途に現在準備を進めているわけでございますけれども、青森県知事は、そういうプログラムをもう少し加速してほしい、もう少し

早く見通しを立ててほしい、そういう要請でございます。

それから、原子力レスキュー隊につきましては安全局長の方から答弁いただきましたが、三番目のプルサーマル計画につきましては、昨年の二月、現在の普通の軽水炉でプルトリウム燃料を燃やそうということに関して閣議了解いたしましたプルサーマル計画を進めております。そういうことにつきまして、現在、科技庁、通産省あるいは電気事業者が、地元、特に福井、福島、新潟の三県にそういうことを説明しているわけでございまして、このたび関西電力が福井県に事前了解願、そういうものを出すに至ったわけでございまして。この辺は、そういう経緯を青森県知事に御説明しているということでございます。

それから四番目のものは、電気料金割引の全県適用。これは通産省の所管の話でございますけれども、原子力発電所がある周辺の市町村につきましては電気料金の割引制度があるわけでございまして、それを全県に適用してほしいというのが知事の要望でございます。これは財政的にもなかなか難しいところがございます。制度的にも趣旨が違ふものですから、そこはなかなか難しいということをおそれお伝えしているところでございます。

○政府委員(池田聖君) 原子力レスキュー隊につきましては、現在の原子力事業所につきましては安全規制にかかわるものですから私の方から御説明させていただきます。原子力施設におきまして事故が起きた場合には、原子炉等規制法に基づきまして、まずその事業者は必要なら被災者の救出ですとか災害防止のための措置を講ずることになってございまして。ただ、青森県がおよそ二年ほど前から要望されてこられました原子力レスキュー隊というものも、はともかく、原子力施設内において被災者の救出ですとか救助あるいは被害の拡大防止措置等を行うことができるような高度な専門的な知識ですとか資機材を備えた組織が必要だと、それを国が整備しないといけないものでございます。

科学技術庁としたとしても、このような地域の要望にこたえまして、これはおとしからでございませうけれども、庁内に専門家ですとか地域、青森県も含めましてでございませうけれども、まじっていただきまして原子力防災検討会を開催してきてございませう。防災対策の充実強化の一環として検討してきたところでございませう。

また、平成十年度の予算案におきまして、仮称でございませうけれども、防災技術センターというところで、必要な人、装備、こういったものを用意した組織づくりをしようにということで盛り込んでございませう。そういうことによつて、原子力事故が起きましたときに、国みずから行う部分、それから消防機関等の活動に對して必要な技術的支援を行うという体制づくりをしようにしてあるところでございませう。

現在、原子力安全委員会におきまして、こうした私どもの検討を踏まえまして、原子力防災対策についてその実効性を高める観点から審議を開始していただいております。そこでは、この一環として、原子力レスキュー隊についても検討が進展することを期待してあるところでございませう。また当庁といたしまして、こういう組織づくりにつきましては関係省庁の協力を得る必要があるものでございませうから、こういう審議に積極的に加わりながら、また各省の協力を得ながら取り組んであるところでございませう。

○馳浩君 原子力発電所は、今後より一層地球温暖化に對する一つの方策として通産省の期待が大きい、国民の期待も大きい。同時に原子力防災の観点も、より大きな安心、安全を国民にお与えする意味でも必要なところでありますので、原子力レスキュー隊というんですか、要は防災安全官のことだと思ふんですけれども、ぜひその点についてより一層の予算を割いていただいて、原子力発電所あるいは関係施設がある市町村の不安感を取り除くために今後とも努力をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、通信放送技術衛星「かけ

はし」を搭載して打ち上げたHIIロケット5号機について、このエンジントラブルにより当初の軌道に投入することに失敗したわけでありませうが、二点お伺いしたいと思います。

今回の失敗によつて、今後の日本の衛星打ち上げビジネス及び宇宙開発全体に及ぼす影響はどうなっていくか、とりわけこの点につきましましては、アメリカなどは、通信衛星によつて今回のような通信衛星のいろいろのトラブルをチェックするといふサテライト方式というんですか、そういったものでチェックする。ところが日本の場合には、全世界の関係施設に協力を仰ぎながら地上からコントロールせざるを得ないといふふうな、こういう技術的なところがあるといふことも新聞報道では承っておりますので、今回の失敗によつて、今後日本の目指すべき宇宙開発のあり方というものについてどういふ懸念があるのか。衛星打ち上げビジネス及び宇宙開発全体に及ぼす影響はどうなっていくのかというところをお聞かせ願いたいということ。

もう一つは、軌道投入に失敗いたしました「かけはし」については、当初予定していた静止軌道には投入ができないものの、今後少しでも実験ができるように軌道変更を計画しており、第一回目の軌道変更を日曜日にいったと聞いております。大変技術的に難しいところを皆さん方の努力によつて修正されたかと思ひます。軌道投入には失敗いたしましたでしたが、今後どの程度の実験ができるのか、その期待感あるいは技術的な難しさ、そういった点をお聞かせ願いたいということでありませう。二点お願いいたします。

○政府委員(青江茂君) お答え申し上げます。

今般の事故に關しましては、今現在その原因究明の作業の途上にあるといふところでございませうけれども、三月五日の段階をもちまして宇宙開発事業団より、その事故原因、事故のプロセス、こういったことにつきましての一次推論というものが報告をされました。

それによりまして、二段目のエンジンの燃焼室

から燃焼ガスというのが横に噴出をいたしました。周辺の機器を壊すといひましようか、その過程におきましてエンジン制御回路の電源のケーブルを焼き切るということとその電源が落ちてしまふ、これによりまして自動的のエンジンが停止する、こういうプロセスでもって今回のエンジンが停止をしたといふことではなかったかと、そういう可能性が高いといふふうな報告がなされたわけでございます。

今後引き続きまして、この間の詰めというものをさらに続けていかなければならないといふふうな思つておるわけでございますけれども、宇宙開発事業団におきましては、今回ふくあいを起こしましたLE5Aというエンジンは、その前のバージョンでございませうLE5というエンジンを見てみますと、過去十四回正常に動いておるといふふうな実績もございませうので、それからいたしますと設計の大幅な変更といったことは必要とされないうんではなからうかといふふうなこと、ないし、この次の打ち上げといひますものでにスケジューリング的に一年半という時間的な猶予がございませうので、そういったことを勘案いたしますと、今回の原因といふものを究明いたしましてフィードバックさせていくといふことはスケジューリング的には可能ではないかといふふうな思つておるわけでございます。

それから、いわゆるコマースシャルベースのロケットの打ち上げ、こういったことへの今後の影響というところにつきましましてございませうけれども、その段階といひますものは、また二年半後といふふうな段階以降逐次入ってくるわけでございますけれども、それに使われますロケットというのはHIIAというロケット、今開発途上であるわけでございますが、今のHIIというものをさらに高信頼化し、さらにコスト的にも大幅に下げていくといふことでもちまして開発途上にあるわけでございますけれども、これもスケジューリング的に、今回の原因究明といふものをはつきりさせまして、それをフィードバックさせていくということでもつ

てその間の吸収というものを図っていききたい、かように考えているところでございませう。

それから、サテライト方式云々ということにつきましての御指摘がございませうが、確かに今回の衛星でもちまして、私も衛星間通信という技術というものを履修したいといふものがある。このところは今回いれゆる軌道投入に失敗したといふことによりまして実験ができないうこと、に立ち至つたわけでございます。それにつきましては、今後データリレー衛星というものを上げる計画もございませうので、そういった過程を通じて技術習得に努めてまいりたい、かように思つてございませう。

それから、長くなりまして大変恐縮でございませうが、衛星の方の状況でございませうけれども、先生御指摘のようなことで、八回に分けて軌道変更していく、これは極めて高いリスクを伴う作業でございませうけれども、日曜日の朝、八回に分けて順次衛星の軌道を上げていくといふことの作業に着手をいたしましたわけでございます。第一回はとりあえず成功いたしましたということで、今後順次軌道を上げながら、もちろん全部当初予定しております実験といふのができないといふのは明白なものでございませうけれども、一部なりといふんなこととができないかといふことでもちまして、ユーズー機関、郵政省とも相談いたしまして検討いたしている最中でございませう。軌道に投入できますればある程度のこととができるのではないかとはいふに思つてございませう。

○馳浩君 最後になりますが、大臣にお伺いいたします。

同じ過ちを二度と起こさないようにと懸念いたしますのは、宇宙開発事業団、NASDAが第二の動機にならないように、言葉は悪くて非常に申しわけありませんが、これは国民が期待しているところでありませう。より一層の情報公開と、それから技術開発に向けて一層の科学技術庁の指導力、こういったものを発揮していただきたいと思います。

います、それについての所感を大臣にお伺いして、私の質問は終わります。

○國務大臣(谷垣 一) ロケットあるいは宇宙開発、これは私も、打ち上げます前に、一〇〇%で今までやってこれたところというのは、どこをとつてもないわけでありまして、事故というものは、失敗というものはあり得るなというところは思っているわけでありまして。ただ、それにしても、失敗の部位がLE5、エンジンに起こるというところは実は私は予想してなかったわけでありまして。それは、今局長からも御答弁申し上げましたけれども、今まで十四回のLE5、途中で設計変更もありましたけれども、基本的にこのエンジンで一回も失敗もなく打ち上げてきたわけでありまして、まさかという気持ちでございました。それだけに、正直申し上げましてショックも大きいところでありまして。

宇宙開発というのは、今さら私が申し上げるまでもありませんけれども総合的な科学技術で、何というんでしようか、あらゆる技術の粋を集めて今までやってきたわけでありましてけれども、その中でもやはり中心となるのはロケットのエンジンという、言わなければ人間にとつても心臓に当たる核心の技術でございます。それだけに、なるほど我々の技術は、相当これは積み重ねて国産の技術をきちんとつくり上げてきたけれども、まだまだ完全に身についてはいなかったんだなという思いも深くしているわけでありまして。

もちろん、これは国民の税金でやっていることでありますから、一〇〇%を目指していく、そういう気持ちは失ってはいけないうわけでありましてけれども、パフエクトというのはいかなかなか難しいな、失敗というのも正直言っていないわけではないな、こういう思いでいるのが今の気持ちでございます。

ただ私は、これによって余り気持ちが縮こんではいけないうことも一方で思っておりますけれども、この失敗から縮こまないでリカバーしていくためには、やっぱり原因の徹底的な解明とい

うものを行っていかないとだと思っております。今、原因の解明については宇宙開発事業団も、あるいは宇宙開発委員会も全力を挙げて当たっておりますけれども、それについては先ほど局長から御答弁申し上げたところでございます。

ただ、私は、もう一つ、今NASDAが動機にならないようにという御指摘がございました。一体このエンジンがなぜ失敗したのかという原因解明というのとは、かく徹底的に行わなければなりませんし、そこがまず基本だと思っております。しかし、それと同時に、この間の宇宙開発委員会、私が委員長を務めておりますけれども、そこで申しましたことは、果たして技術的な意味でこのエンジンのどこに失敗があったのか、どうしてこういうことが起こったのかという解明はもうそろそろやらないけれども、それと同時に研究開発体制、いろいろなところのこの幾つか事故がございまして、何かそういう体制的な問題とい

ますか、あるいは体質的な問題といふものがあるのではないかと。これは私も何が問題なのか正直言つてきちんとわかつてはおりません。わかっているわけではありませんが、直接の原因解明とあわせて、そういう今のようない問題も念頭に置きながら並行して議論を進めるようにということをや宇宙開発委員会が指示をしたところでございます。

やはり宇宙開発というものは、いろいろな意味で新しい産業をつくるという意味合いもありまして、しやうし、青少年に夢を与えるという意味合いもありまして、もう一回得られるようにするためには、そこをきちんとやっていくことを徹底的にやりたいと思っております。

なお、この衛星はまだ飛んでいるわけでありまして、できるだけ使っていくということで、八回にわたって軌道修正をしていく、なかなか技術的に難しい中でのいろいろな関係者が努力して一回目はうまくいったのでほっとしておりますが、今後ともこれができるだけきちんと使えるように、あ

と七回、うまく処理できることを祈るような気持ちで今おります。

○馳浩 ありがとうございます。

○小林元 民友連の小林元でございます。

過日も申し上げましたけれども、谷垣長官は二月十二日に筑波研究学園都市を視察していただいたところでございます。一日かけて所々方々ぐらになつたわけでございます。

筑波研究学園都市は、御承知のように首都東京の過密対策といひますか、そういうことがきつかけになりまして研究所を筑波に移転しようといふようなことになつたわけでございます。もう既に三十有年たつてゐるわけでございます。そういう中で、現在は、国の機関あるいは大学を含めまして四十五機関、そして民間の研究等も二百以上になつてゐるというふうなことで、まさに世界のあつては日本の先端技術の集積地といふことになつてゐるわけでございます。

この間視察されました、長官の筑波に対する率直な御所見といひますか、今後のあり方等を含めまして御所見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(谷垣 一) 二月十二日に筑波研究学園都市を視察させていただきました。私にとりましては筑波の科学万博がありまして、私に筑波へ参りまして以来でございますので、随分その後発展してきたなという思いもいたしました。それから、五つの研究施設を見させていただきました。それぞれユニークな研究に精力的に取り組んでおられるなという感じも深かったです。

視察いたして研究者に直接話を聞きますと、それぞれペーパーで話を聞いてるときと違ひまして、研究者の心意気とか情熱というふうなものを感じることができまして、一線の研究者の熱い思いもある程度理解できたような感じがしてゐるわけでありまして。

それからもう一つ感じましたことは、今、行革につきましましては、省庁再編の基本法というもの

今国会でお取り組みをいただくということになつてゐるわけでありましてけれども、やはりあつてこの筑波の国立試験研究機関の方たちが、この国立試験研究機関、こういったものも議論が進んでゐるわけでありまして、当然のことであるわけでありまして、大変強い関心を持っておられる。

そういう研究者の方々が自分たちの研究環境をよりよいものにしていくためにどうしたらいいかといふようなところとかにお話を伺うことができて、このところから今後の行革の中で科学技術体制をきちんとできるかどうかといふ非常に大きなポイントであるといふことも改めて再認識をしたような次第でございます。できるだけ今後の行革の議論でこの間視察で伺つたことを活用して生かしていきたい、こんなふうに考えております。

○小林元 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように非常にいろいろな分野といひますか、ほとんどの分野をカバーされております。また民間におきましても非常に多くの業種の研究所があるというふうなことで、先端技術の集中が見られる、集積が見られるというふうな思つております。

科学技術創造立国というふうなことで、基本法もできましたし、基本計画も策定をするというふうな段階になつたわけでございますけれども、これからやはり異業種間交流といふんですか、その集積を生かさないといけないのではないかと、うふうに思つております。また、そういうあらゆる分野の科学技術といふものを、例えば研究交流センター、これも科技厅の出先機関でありますけれども、そういうことで異業種間交流をやつていただく。そしてまた、科学技術庁関係の長官におかれましては、科学技術庁の研究機関だけじゃなくて筑波にはいろいろな各省庁の関係機関があるわけでございますので、やはりそういう全体の実態というものを筑波に関しては、あるいは関西

学園都市もそうかもしれませんけれども、トータルを考えると、集積の力を生かすというように、今後に心がけていただきたい。ぜひこれからもそういう幅広い形で御視察をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、小林先生御指摘の件は、この間筑波に視察に行つたけれども、科技庁所管の研究だけでほかのところは行つていなかったという御指摘だと伺つたわけでありまして、とりあえず自分の所管のところからきちと見ようということで科技庁関係の五つのところを見させていただきましたが、決して省庁の壁を立ててほかのところは行かないとか関心を持っていないというつもりはございません。今後、機会をとらえて民間であろうとかほかの国の機関であろうと研究施設を見せたいので、あそこは先生御指摘のように大変すぐれた集積があるわけでありまして、それを活用していかなきやならないと思っております。

異業種交流ということをおっしゃいます、科技技術庁も先ほど御指摘の研究交流センターを中心として交流と情報の便宜を図るとか、あるいは外国人研究者の宿泊施設を整備するとか、あるいは茨城県と共同で知的触発国際プラザ、平成十年度完成というように、いろいろな推進を図つていくわけでありまして、今後も常磐新線とかあるいは首都圏中央連絡自動車道、こういったものの建設が予定されているわけでありまして、科技技術基本計画に沿つて、内外に開かれた連携とか交流の拠点という性格をもつと出しているように、我々も心したい、このように思っております。

なお、異業種交流については振興局長の方から御答弁をさせていただきます。

○政府委員(宮林正壽君) 異分野の研究交流については、先生御指摘のとおり大変に重要な事項だと、こういうふうにも考えております。

特に、いろいろな専門分野を有する方々がその

分野とか所属を超えていろいろな交流されるということを通じて、いろいろな知的触発、こういうふうなことが期待できるということでございます。まして、これらにつきましましては、筑波地区におきましては科学技術振興事業団による異分野フォーラムとか、あるいは筑波研究学園都市の中、それぞれ自主的ないろいろな活動、こういうことで既に七十ぐらいのそういう取り組みがなされております。

そういうふうなことから、現実には直接的なプロジェクトということになっていくかどうかということ、ちよつと私どもも正確な数字は持ち合わせておりませんが、現場の研究者の皆様方に聞くと、それが自分たちの研究領域を拡大していく、新しい研究テーマを出していくというふうなことに非常に役立っているということで、私どもが承知をしておりますことでも、例えばいわゆるニューロコンピュータ的なこと、いわゆる動物の神経系統を研究することとコンピュータサイエンスと組み合わせるということ、いわゆる形が広がるとか、あるいは小型の昆虫などの飛んでいる状況を理解することによってマイクログマシンといったようなものによっていくとかというふうなものと、研究テーマとして新たに作られたとか、あるいはセラムックスを生体高分子と組み合わせたようなものを実際に研究テーマとしてやりまして、それでいわれる骨といいますか人工骨材にしていく、こういう研究などもこういうふうな交流の中から生み出されてきている、こういうふうな話を聞いております。

こういうことで、ぜひ今後ともこういう異分野交流を積極的に推進させていただきたいと思っております。

○小林元君 どうぞそのような幅広い交流を積極的に推進をいただけるようにお願いをしたいと思っております。科技技術庁は科学技術全般の推進官庁でありますから、そういうことでこれからもよろしくお願いしたいと思っております。

それから次に、先日原子力問題で御質問を申し上げました。実は我が国初の商業用発電炉、これは日本原子力発電、いわゆる原電の第一号炉といいますが、東海発電所が一九六六年の七月に十六万六千ワットで、今の軽水炉ではないわけでございますが、炭酸ガスの冷却炉というふうなことになるわけでございまして、それが三月三十一日に三十二年八月月の、まだまだこれから運転できるものでありますけれども、発電コストが高いというふうなことで停止をするということに予定をされております。地元でも、いわゆる廃炉第一号というふうなことで、今後どうするのか、これは青森の話ではありませんけれども、大変心配をしております。

既に日本原子力研究所のJ-PDR、動力開発炉ですが、小さいものでありますけれども、廃炉の先例はあるわけでございまして。今回、聞くところによりまして、廃棄物が十六万トンあると、そういう中で低レベルの廃棄物が二万三千トン、それから高レベルのものにつきましても三千トンに及ぶというふうな状況でございます。解体の技術あるいはその廃棄物の処分方法に注目しているわけでございます。この放射性廃棄物の最終処分は、先ほど委員からも質問がありましたように決まっていなくて、いわゆる中間管理・貯蔵というふうな段階で、最終処分をどうするのかというふうに関連をするわけでございまして、今回のそういう商業用発電炉につきましてもどういうふうな処分をするのか、あるいは法的な整備というものは必要なのかどうか、その辺の基本的な考え方については御所見を伺いたいと思っております。

○政府委員(加藤康宏君) 原子力発電所を解体する場合の廃棄物の問題でございます。原子力発電所の場合、例えばタービン建屋とかいろいろなところは大部分が放射性のものでなく普通のものがございます。したがって、発生します放射性廃棄物というものは合理的な区分をしながら行っていくという考え方でございます。それをどのような区分に分けて対応していくかとい

うことでございまして、まず、放射能レベルの比較的低いもの、既に六ヶ所村に低レベル放射性廃棄物の埋設センターがございまして、そういうところで実際に原子力発電所の低レベル廃棄物が埋設されて事業化されておりますが、そういうようなところの埋設するもの、それから、それよりもっとレベルの低いものは、ああいうところでもなくとも少し浅い地中に処分をする、簡易的な方法で浅い地中に処分をする、そういうことも既に制度的におおむね確立されております。

ただ、低レベルの放射性廃棄物ではございまして、発電所の中の制御棒とか原子炉の構造材、そういうものは比較的高い放射能レベルは低いといつても高いものもございまして、そういうものにつきましましては、まだこれから処分方法を確立する必要があると、こういうものは量的には少のうございまして、処分方法を確立中でございまして、現在、原子力委員会のバックエンド専門部会等のように処分したらいいかということを鋭意検討しているところでございます。

それから、放射能レベルが非常に低いもので、放射性物質としての特殊性を考慮する必要がないもの、一般の廃棄物と同じようなものでございまして、そういうものにつきましましては、クリアランスレベルという考え方でもございまして、そういうものよりも低いものにつきましましては、現在、原子力安全委員会におきまして、これは国際的にもいろいろ御検討ございまして、これは国際的にもいろいろ検討が進められているわけでございます。

いずれにせよ、放射性廃棄物の処分につきましましては安全確保、これは大前提でございまして、皆様の理解と協力を得ながら進めることが重要であると考えております。我々も適切処分に努力してまいりたいと思っております。

○小林元君 今もお話がありましたが、放射性廃棄物として扱う必要がないというふうなものもあるわけだと思っております。それから放射性廃棄物である、それから低レベルだ、高レベルだと、処理処分の仕方がいろいろと段階によって異なつてく

るといふようなことにつきましても今検討をされておるといふふうに答弁がありましたけれども、その辺の区分をどうしていくのか、どういう値のところを区切るのか、そういう点をこれから明らかにして、やはり廃棄物の処分というものを適正に行うようにお願いしたいと思ひます。

それから、この間もちよつと御質問をいたしましたが、時間がなかつたので要望ということで終わつてしまいました。原子力白書が平成八年版は出たわけでございますが、九年版は出ていない。それから安全白書に至つては二年も空白があるというふうな状況で、繰り返しますが、やはりこういう大事な時期にいろんな情報を皆さんの方から積極的に公開をして、国民を安心させる、こういう状況である。いろんな時期の区切りで、「もんじゅ」の報告書がまもなく出るからそれまで待とうとか、動燃の報告書がこうだからもう一月おくらそうとかというのではなしにして、やはりその時期その時期に出すんだということであれば、その時期を守つて出す。いや、これはそういうものは関係なくて、方針が決まらなくて出さないんじやないかというふうなあらぬ疑い、あらぬ疑いであればいいんですが、そういうことであれば国民の方から見て大変なわけでございます。その辺の今後の積極的な公表といひますか、そういうことをぜひお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(池田要君) ただいま先生から原子力安全白書について御指摘がございました。御指摘のとおり、原子力安全白書は原子力安全委員会が設置されました以来毎年、その一年間の安全委員会を中心とした活動でございまして、安全規制機関におきます活動状況、原子力施設全般に關して安全確保の現状等を総括して出してきてございます。

ただ、先ほどございましたように、平成八年版につきましても昨年の三月に公表する予定で準備を進めておつたところでございました。しかるに、三月の十一日に動燃のアスファルト固化処理

施設の火災・爆発事故が発生しました。さすがにこういう状況では取りまとめ作業を中断せざるを得なかつたというところでございまして。これは、当該事故に關します見方、これも御案内のとおりに去年の暮れまで事故調査委員会の作業はかかつてしまつたわけでございまして。安全委員会自身がその事故調査委員会の検討状況というものををつぶさに見ておりましたし、こういう状況では途中でまとめるということとはなかなか私ども事務局としてもできませんでした。大変残念なことではございました。

安全委員会でもこうした先生の御指摘は十分わきまを置いているところでございまして、現在、おかげさまでほぼ事故についての総括、それからその前の「もんじゅ」事故からの経験を学びつて作業、こういうことも一通りのめどがついてまいりましたから、今回の二年間の活動状況をまとめまして、平成九年版、この年度末までの、おおよそそれまでの活動をまとめる格好で白書として取りまとめ公表できるように、これは事務局としても懸命に急いでいるところでございます。

○政府委員(加藤康宏君) 原子力白書の方でございますが、原子力白書につきましては、先生御指摘のように、昨年の十二月に前回出ておりますが、今我々懸命に努力しております。半年おくれぐらいで出せるのじやないかと考えております。今一生懸命やっておりますのでございまして。

いづれにせよ、こういう白書類は情報公開の一つの重要な手段でございまして、御指摘のようになりますべく欠かさないように出さす。そのためになるべくおくれないように一生懸命作成しているところでございまして。よろしくお願ひします。

○小林元君 事故というのはいつ起きるかかわらないわけでございまして。先ほどのロケットの打ち上げにつきましても、突如といひますか、予想して起きたわけではございません。予想できないうわけでございまして。だから事故や故障が起るわけでございまして。

ですから、事故説明といひますか原因究明といひ

うのは大変大事でありますけれども、それはそれとしてタイムリーにやる、迅速にやるというのは当たり前の話であります。ですから、定例的に出すような白書につきまして、そういうものをどうしても入れたらいかと、それを入れないと非難されるというふうなことで考える必要はないんではないか。それはそれとしてタイムリーに、判明次第、報告書が出次第発表すればいいのでありまして、それはまた後の白書の中でさらに言及をすることがあればする。

そういう形で、やはり定期的に出すものは定期的に出すという方針を貫いていただきたい。そうでないと、国民の安心あるいは信頼というものはか取れないんではないかというふうに考えております。

それから、最後になります。ちよつと時間がなにかもしれませんが、原発関係の係十四道県が原発協といひますが、原子力発電関係団体協議会といふものを構成しております。そういう中で、原子力発電等に関する要望書というのを毎年、これは予算の時期にいろいろ出してあります。

そういう中で、動燃の事故あるいは「もんじゅ」の事故に關連して、いわゆる環境モニターといふんでしようか、環境監視という形ではリアルタイムのデータといふものをとっているわけでござい

ます。施設は施設として、排気口とか排水口とか、そういう放出口のデータをいろいろとっているわけでございます。やはりこういうデータをリアルタイムで各県の方でもいただきたいというふうな要望が出てくるわけでございまして。これに關してエネルギー庁の方では、商業用原発につきましてはそういう方向に行こうというように聞いておりますが、科研庁としては、いわゆる大規模な開発施設、再処理工場ですとかあるいは「もんじゅ」ですとか「ふげん」ですとか、これはちよつと時間があ

りませんので一言の御答弁で結構でございます。が、どのように考えておられるか、お願ひします。

○委員長(大島康久君) 時間が経過しておりますので、恐縮ですが簡単に御答弁を。

○政府委員(池田要君) ただいま先生から御指摘のデータの提供につきまして、私どもも、地域社会からの理解をいただくために、また自治体が不意の事態に備えるために非常に有意義なことだと考えております。

御指摘のとおり、私どもも事業者からそういうデータの提供が行われるように期待しているところでございまして、必要な指導もしてまいりたいと思つております。

○福本潤一君 公明の福本潤一でございます。先ほどから青森の件、また動燃の件、放射性廃棄物の管理の問題を含めて御質問ありましたけれども、私の方からは、放射性廃棄物等のもと、要するに核燃料物質、原子爆弾もつくることのできるウラン等々、この管理が現在科学技術庁でどのように行われているか、これを長官にお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、福本委員から御指摘がありましたように、核燃料物質を適切に管理していくということが、原子力の平和利用という意味からその大前提であらうと思ひます。その重要性はもう疑いのないところじやないかと思つております。

我が国の法制度としましては、原子炉等規制法がございまして、それに基づいて、核燃料物質の種類であるとか量あるいは使用形態等に應じて、使用しようとする者が許可などの手続をとることを義務づける、こういう仕組みでやっております。ほか、放射線障害の防止とか、あるいは在庫情報の把握、あるいは盗取の防止といった観点から所要の管理を行うべきものというふうに制度がつくられております。科学技術庁としても、原子力利用が平和目的に限って安全の確保に万全を期して行われるよう、この法の趣旨に基づいてきちつとやつていかなければならないと考えております。

○福本潤一君 動燃等の事故がありましたし、放射性廃棄物以上、もちろん放射能も出しますけれども、原子力発電に使うといひながら同時に原子爆弾の材料にもなつてきますので、このところ

るをきちつと管理をしていただければと思ひます。

この方では問題ないというふうに考へてよろしいでしょうか、長官。

○國務大臣(谷垣禎一君) 基本はきちつと踏まえてやっていると。基本はと言ふといけませんけれども、個々の細かい問題はあるかもしれせんが、きちつとやっているとこのように考へております。

○福本潤一君 これは事前にお見せした資料なんですが、三月十二日、朝日新聞の大阪版に核燃料物質に関する記事がありまして、研究所で無許可放置されているという報道がありました。この監督官庁は科学技術庁になるわけですが、この報道によれば、松下電器や関連会社が許可を得ないまま研究所などに放置していたことが十一日までにわかつた。科学技術庁に三月十一日までに報告したということでしょうね。それから、夏にかけて無許可状態に気づいた松下電器が届け出たというところでございますが、それ以後、科学技術庁としての監督する立場でどういう対応をされたか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(加藤康宏君) ちよつと事情を御説明したいと思ひます。今回の松下電器関係でございますが、無許可で放置と記事に載っていますけれども、今回連絡が来ました事業所に保有されていますトリウムは、一定量、具体的には九百グラム以下のものにすぎましては安全上の規制は必要ございません。ウランですと三百グラムでございますが、それ以下のものにつきましては安全上の規制は必要ございませんけれども、保障措置の観点から原子炉等規制法で一定の管理を義務づけてございます。

なお、その義務づけも、昭和五十二年以降は国内にございますすべてのそういう少量物質も義務づけがございまして、昭和五十二年以前はそういう義務づけは、アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、イギリス、そういうところとの二国間の原子力協定に基づいて輸入されたものだけ

が規制の対象になっておりました。したがひまして、昭和五十二年以前につきましては規制を必要としない少量のものがございました。

当該松下関係のものは、やはり昭和五十二年以前の入手でございまして、当時としては規制の対象でなかつたんですが、昭和五十二年以降持つものについては規制の対象になったというところでございまして、我々としては、したがひまして指導ベースでなるべくそういうことのないようにということ、今回の松下電器等の事例につきましては、連絡があつた後直ちに、管理責任者を選定してしつかり管理してください、そういうようなことを依頼する等管理の徹底を文書で指示すると同時に、通報のあつた翌日には担当官を現地に派遣して、そして事実関係の把握に努めてきたわけでございます。

したがひまして、本件は安全上も問題はございません、核不拡散上も余り問題ないものだと考へております。

○福本潤一君 そういうことは新聞にも書いてあるわけですが、私が聞いているのは、原子炉等規制法で要するに許可が必要となつた。そういうものが現実にあらわれている。これはある意味では科学技術庁はどの程度掌握されているのかというのとでは私は資料を要求したわけですが、無許可分はどの程度あるのか、それを科学技術庁は掌握されているのかどうか。そういう意味では法に触れておるわけですから、これは統いて文部省にもお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤康宏君) 先ほど申しましたように、昭和五十二年以前に既に持つていたものにつきましては、その昭和五十二年の法改正で週及いたよつて我々はそういうことを把握するしかすべがございせんが、現在許可を受けずに持つていっているのは三十七件くらいあるということでございます。

○政府委員(雨宮忠君) 国立大学等におきまして、核燃料物質等につきまして内閣総理大臣の許可を得ることが御案内のように義務づけられておるわけでございますが、その場合に、許可を得た場合にはあわせて文部省に対して報告をしていくと、それによりまして報告を得ておりますのが現在七十四大学、二百二十八施設が許可を得ている、こういう実態でございます。

これらの施設におきまして、関係法令に基づきまして必要な規定を定めるなどして核燃料物質等の利用が行われているものというように承知しているところでございます。

○福本潤一君 今、許可を得て使用しているところの施設を文部省は言われたわけですね。科学技術庁は許可していないところで承知しているのが三十七件ある。この新聞の記事は要するに不許可のところの記事なんです。

私もきのう資料要求してどの程度掌握しておるかと言つたら、十二時まで待つてもアクセスしてこず、また電話を何回か入れたら夜明けの五時ごろ入ってくる。届いた資料が、最初の十二時の時点では何か許可を得た件数だけを報告してきて、その後、今度、もう私帰りますから朝まで入れておいてくださいといつて送つてきた資料が、これは許可を得た年間使用量。例えば東京大学で言うところの二千二百七キログラム、原子力研究総合センターにあると。不許可のものがこれだけあるのかと最初びっくりしたわけですが、これは年間の使用量でしよう。

そうしますと、私の要求した資料、きちつと出してもらうようにきちつと要求したいと思ひます。○政府委員(加藤康宏君) 必要な情報は提供したいと思ひます。もう一度御相談させていただきたいと思ひます。

○福本潤一君 あと文部省、まさに今言つたのは予定使用量ですから、要するに不許可、届け出ないところをきちつと掌握しておるかというのを聞いたわけですから、その資料を出してくだ

さい。

○政府委員(雨宮忠君) 法令によりまして許可を得るということになつておるわけでございまして、それによつて報告を受けたものが先ほど申し上げたとおりでございます。

法令に基づいて許可を得ることになつておるわけでございますので、私どもとしてはそのような仕組みのもとでそれぞれ適正な管理が行われているものというように承知しておるところでございます。

○福本潤一君 まじめに答えようと思つていないというのが、きのうの朝からアクセスをすつと十二時まで待つて、朝七時までには届くと言つたのが届いてないのと同じ返事をしておるわけですが、私も、許可を得たものを聞いておるわけじゃないんです。これは総理大臣の責任ですよ、はつきり言つておきますけれども。

文部省、その報告書をきちつと持つていのか持つていないのか、掌握しているのかどうか、これをきちつとお答えいただきたい。

○政府委員(雨宮忠君) 繰り返したつて恐縮でございますが、許可を得ているものにつきましては報告を受けているわけでございまして、その報告は私も持つておるわけでございまして、それにつきましてはもう御報告できるわけでござい

ます。ただし、許可を得ずして云々ということでございますけれども、それにつきましては、私どもそのようなものがあるというように承知しておらないわけでございます。

件。これだけある。これは十一月だから資料として古いから、新しい資料がもうあるだろうと思つて私は要求しておいたわけですが、その資料が全然出てこないまま来ています。例えば東北大学百四十九件、四キログラム。きちつとこういう資料があるはずでしょう、三月時点の。これは大学で、ある研究会の説明会でもらったものですが、どうでしょうか、文部省。

○政府委員(雨宮忠君) 先生今御指摘のようなこととあるとすれば大変問題でございまして、私もとしましては限りの把握に努め、適切な処理に努めたいと思っております。

○福本潤一君 じゃ、昨年のこの十一月時点では承知してなかった。ただ大学関係者の研究会で検討していたところの資料であるというふうにおっしゃるわけですね。

とすると、無許可であつたのがあつたときの監督官庁の科学技術庁、最終的には総理の責任ですけれども、それが不法状態であるという現状をどういうふうに思われますか。これをきちつと答弁いただきたい。

○政府委員(加藤康宏君) 先ほど申しましたように、昭和五十二年以降そういうものを持つようになりまして、そういうことでございまして、以前のものは法律上そういう許可を必要としなかったし、五十二年の改正で違反されませんので、それは法的上無許可の状態ということではございませぬ。

しかしながら、我々としては、もう既に許可する制度になったものですから、そのようにならざるに指導していきたくて考えております。

○福本潤一君 今のお話、科学技術庁長官にも。

○國務大臣(谷垣禎一君) 私も、実は今のやりとりを聞きまして、許可、不許可以前のものを把握している数字があるというように初めて知つたわけでありませぬ。

ただ、今の我々としてはできるだけ五十二年以前の状況も把握するように努めなければならぬ、このように思っています。

○福本潤一君 私の方にもこういう不許可のリストが届いているくらいですから、三月分の資料は早急に出して欲しい、文部省。

それと、長官がそういうような状態ですと、最終的に責任は総理大臣ですから、はっきり言っておきます、この原子炉。総理の責任になるということとをきちつと確認をしておいていただきたいと思ひます。

これにかかり過ぎていて時間がなくなりまして、あと、いただいた資料の年間使用量の中で、例えば大学関係、私は三年前まで水質関係の学者でしたけれども、案外実験した後そのまゝ流すために、水質や何かでも施設をつくるわけですね、大学の中に。こういう原子力関係を扱うところも、ウラン、劣化ウラン、濃縮ウランありまなつてくるのかというのが非常に大きな問題になつてくると思うんです。そのときに、一番最大に使つていられるのが東大の原子力研究総合センターだということですから、この管理体制はどういう状態になつていくか。文部省。

○政府委員(池田要君) 先ほど先生から御指摘ございまして各発電所の……

○福本潤一君 いや、今の質問に答えて。

○政府委員(池田要君) 先生が御指摘の大学ごとの核燃料物質の量も、核燃料物質の使用の許可とこのことと内閣総理大臣の許可を得るという数量がございまして、年間使用予定量ということとでございまして、御質問のようなこの事業所の規制につきましては、原子炉等規制法に基づきまして私どもが規制をしてございまして、ですから、燃料物質の一定量を使う場合には保安規定でそういう規制をしていましてございまして。

○福本潤一君 いや、それは質問していません。要するに、今度はもう個別の問題に入つて、東大の原子力研究総合センターでの管理体制はどういうふうな文部省が掌握しているかというのを聞いておる、人員も含めて。言つてもええですか。

○政府委員(雨宮忠君) 東大の原子力研究総合セ

ンターにおきまして年間予定使用量としておりますのが、天然ウランで二百二十七キログラム、劣化ウランで三千グラム、濃縮ウランで……

○福本潤一君 そういう数字はいいんです。文部省として管理体制をどうしておるかというのを聞いておる。

○政府委員(雨宮忠君) 法規制に基づきまして行われていものと、こういうように承知してあります。

○福本潤一君 人員は。

○政府委員(雨宮忠君) 人員につきましては現在資料を持ち合わせておりませんので、また追つて差し上げたいと思ひます。

○福本潤一君 先日の所信等々で、「国民各界各層との一層の対話の促進、情報公開等を積極的推進してまいります」と。私の方はそういう意味では、手荒なことをして出せという形では、言ひませんでしたけれども、文部省が持つてい

資料、届けてないもの、これをきちつと私の方に届けてください。

きようは時間が少ないですから、もう少しで終わる必要があるんでしようけれども、科学技術庁長官もこういう形でやっていますと、動燃がおかしいとかそういう問題ではなく、科学技術庁全体がおかしいんじゃないかと、情報公開していないんじゃないやないかという結論にせざるを得ないわけですね。長たる者として責任をとっていただきたい。これは総理にも責任が及ぶということを踏まえて対応していただきたい。

○國務大臣(谷垣禎一君) 私どもは、行政でありますから当然法に基づいて行つて行つてあります。したがって、原子炉等規制法という法律に基づいてきちつと対応をしていきたいと思います。

○政府委員(池田要君) 大臣のコメントに補足させていただきますが、この核燃料物質、トリウムですとかウランですとか、こういった物質は許可を得ず所持した場合には法律違反になります。したがって、これは罰則の適用になります。

すから、私どもが把握している限りは、こういうおおよそ燃料物質というところを知っている者がいれば、それは許可を得ず所持していることはあるべきでないという考えでございまして。ですから、これは役所としても……

○福本潤一君 それが起こつています。

○政府委員(池田要君) 本来これは役所自身が知る立場にないこととなります。規制法がございましたのも昭和三十一年でございまして、それ以前に、例えば大学のように戦前から燃料物質を使つていようところ、これは研究室の片隅に一部あるということもあり得るわけではござい

す。ただ、仮にそういうものが見つかつた場合には速やかに必要な措置をとつてもらうといったことが大前提でございまして、今、文部省にそういう御下問がございましては、届けがないものを調べるということもこれはなかなか容易なことではございませぬ。ですから、罰則の適用があるというものを我々世の中にも知らしめてお

すし、仮にそういうものを行つような事業所あるいは大学等があれば、そういうことがないに我々は的確な対応をしてみたい、むしろ関心を高める自発的に申請が出るようにしたいということとでございまして。

○日下部博代子君 きようは時間がわずかしかございせんので、科学技術行政のあり方を中心にお尋ね申し上げます。

今日、多様な社会の要請に対応するためには総合的な科学技術の政策立案、そのシステムが求められていようように思ひます。例えば医療、エネルギー、環境問題にいたしましても、これは日常生活あるいは産業活動というものが絡み合つてい

るわけでございまして。したがって、自然科学だけではなく人文あるいは社会科学との連携、あるいは学際研究というものが不可欠であらうかと存じます。

そこで、行政改革会議におきまして内閣府に総合科学技術会議を置くという最終報告が出されておりますが、具体化のためにどのような方途、そ

してまた実施がされているのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣 一) 昨年十二月に取りまとめられた行政改革会議の最終報告書で、総合科学技術会議、今御指摘のように内閣府のもとに設けると。その中で、会議自体のイニシアチブによって科学技術に関する総合戦略を具体化していくこと。それから、科学技術に関する予算とか人材等の資源配分等に関する基本方針、それから国家的に重要なプロジェクト、こういうものについて評価をきちっとしていくこと。こういうものを総合科学技術会議の任務としていくことというふうに規定されております。

特に、従来の科学技術会議の活動では必ずしも十分ではなかったと思はれる点、一つは科学技術分野以外の視点ですね、先ほど御指摘になったほかの政策との連携、こういうものを十分考慮した上で総合戦略を具体化していく、そういう検討をこの場で進められるようにしたい。それから、科学技術に関する予算とか人材等、これをより効率的、弾力的に資源配分して積極的に実現していく、こういう議論もこの場で進めていきたい。それから、研究開発目標、総花的というよりも重点化をやったりしていかなくはないんじゃないかと。こういった機能を総合科学技術会議において実現して、我が国の科学技術振興をより一層戦略的にリードしていく体制を築いていきたいということ、今いろいろ議論をされているわけでございます。

○日下部補代子君 今いろいろ議論をされているというふうにおっしゃいましたけれども、これはもう既にスタートしているのですか。スタートしていただければいいから、スタートしているとしたら何回ぐらいでございますか。その辺をお聞きしたい。

○国務大臣(谷垣 一) あの報告書が出ましてから、科学技術庁と文部省、私も町村文部大臣と何回か御協議をいたしまして、合同検討チームをつくりました。そして、科学技術庁の庁内にも省

庁再編等推進本部というものをつくりまして、私が本部長になりまして、教育科学技術省を初めとした科学技術行政、その中には、これはもちろん教育科学技術省だけで決められるわけではありませんが、総合科学技術会議にどのような役割を我々としては持たせたいかというような検討を今行っているところであります。

○日下部補代子君 何回ぐらい。

○国務大臣(谷垣 一) 推進本部というのは今までに一回開きました。それから文部省との間は、これは逐次協議をしております。

○日下部補代子君 会議が置かれたというだけではほとんど意味がないわけではございまして、これから回数が増えるからいいというものでないかと思ひます。もちろん質の問題がございしますから、しかしながら、せっかく置かれたものであるならば、それを本当に実効あるものにするというこの努力というのが必要ではないかと。

我が国の場合、何か設置された、もうそれで終わりという、設置されたこと自体で終わりとする経験が今まで余りにも多過ぎます。ぜひともその辺のところをきちっとしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣 一) 本部を置いた、協議会を置いたというだけで満足するなという御指摘でございますが、やや我が田に水を引きますが、この点では文部省と科学技術庁は、すごくよくやっていると言ふとちよといけません、なかなかよくやっているというふうにおもっております。

○日下部補代子君 長官、大変に御立派なアセスメントをなさいましたが、その結果があらわれることを、また情報公開も含めまして期待しております。

そこで、科学技術基本法というのが九五年に議員立法で制定されております。翌年の九六年に科学技術基本計画が策定されております。ここまでは二〇〇〇年までに科学技術関係予算を二倍に、具体的に言うと十七兆円にしようではないかというふうに言われております。それには毎年一二・

四%の増が必要であると。しかしながら、今さまざまな財政の危機というような事態に陥っているわけでございますが、この基本計画の進捗状況をお知らせください。

○国務大臣(谷垣 一) この科学技術基本法、これは超党派で議員立法でつくっていただいた。これは私はとても大きな意味があったし、現在でも持っていると思っております。

今、行政府におりますので立法府の活動を云々する立場ではないんですが、私も立法府に籍を置いておりますと、議員立法が少なくない、どうも政府提案の法案ばかりじゃないかと言われていた中で、こういう法案を議員立法で超党派でつくっていただいたというところは、なかなかエポックメイキングなことであるし、それを後から振り返ったときに、あのときに議員立法で科学技術基本法をつくったということが非常に大きかったと振り返ってもらえるようにしなきゃいかぬのじゃないかなと思ひているわけでありまして。そういう中で、科学技術基本計画をつくって、科学技術創造立国という柱を掲げているわけでありまして。

その後の取り組み状況ということでございますけれども、科学技術基本計画にありますように、一つは社会的、経済的なニーズに対応した研究をしつかりやうにいかなくやらない。それからもう一つは、やはり基礎研究というものを充実していかなくやらない。

社会的、経済的なニーズに対応した研究開発としては、新産業の創出とかあるいは情報通信の飛躍的發展というあたり、あるいは脳の研究、バイオテクノロジー、ライフサイエンスを含めてそういう研究開発を進めていくこと。それからもう一つは、やはり地球変動現象とかそういう地球規模の問題の解決に資するような研究開発に重点を置いていく必要があるだろうと。あと、疾病とか防災とか生活者のニーズに対応できる科学技術の研究も必要であるうと、そういうところに重点を置いて予算をつくらうと、そういうところに重点を置いて同時に、研究環境というの新たなものを

をつくっていかなくやらないんじゃないか、柔軟で競争的な開かれた研究体制をつくっていかなくばならないのではないかと。これも昨年でしたか通していただいたわけでありましてけれども、任期つき任用制、国の研究者を任期つき任用をしていくとか、あるいはポストドクター等、一万人支援計画、あるいは民間企業との研究活動を円滑に国の研究者ができるような兼業許可の円滑化とか、あるいは特許権の個人帰属ができるようにするとか、こういうことを推し進めてきたわけでありまして。

今おっしゃったことの中で十七兆円ということをおっしゃいました。五年間で十七兆円やうに国の研究開発というものを推し進めていくこと。ただいまのところは、率直に申し上げますと、平成十年度予算を通していただきますと三年間一応進んできたということになるわけでありまして、一応進んできた数字はちよとあれですが、総額で九兆ぐらになつておりますので、十七兆行くということには、あと二年間で八兆円ということになるわけでありまして、あるいは財政再建の中で正直言つてなかなか苦しくなつてきたと思ひます。そういうわけで、もちろん、苦しくなつてきたと思ひます。それはいつてもあきらめたわけではありませんが、機会をとらえてあらゆる努力をしていきたい。それと同時に、確かに国の財政が厳しいことも事実でございますから、予算配分の重点化とか効率化とかいうことをあわせてやっていかなくやらないと、こう思っております。

○日下部補代子君 大いに期待しておりますので頑張ってください。応援いたします。

ところで、これはキューリ夫妻がラジウムを発見して百周年に当たるわけでございます。それで、我が国におきまして百周年記念事業委員会というものが設けられて、さまざまな事業が全国各地でことし開催される予定でございます。また、ことしは日本におけるフランス年でもございますので、フランス、そしてまたポーランドとの連携もって事業をしようということを決めて

おります。決めておりますというの、私がその委員会の一人でございます。そして、この事業は文部省、厚生省、そして科学技術庁にも後援をいただいております。この席をかりましてお礼を申し上げます。

ところで、私が今申し上げたいのは女性科学者のことでございます。キュリー夫妻は一九〇三年にノーベル物理学賞を夫と妻で受賞なさって、その後、夫ビエールが事故死、その後夫人の方は研究を続け、一九一一年にノーベル化学賞を彼女がとっているわけでございますが、今日、この日本の女性科学者の置かれている立場というものがどうなのかということ、このキュリー夫妻の百周年を過ぎまして私はちよつと振り返つてみたいと思ひます。

ところで、数字をまずお挙げいただきたいのでございますが、研究者の男女比、特に女性が構成比で何％か。次に大学教員の男女比です。女性が何％か。それから教授職、理学部そして医学部で教授職は何％か。まずその数字をお知らせください。

○政府委員(富林正泰君) 手元に持つております数字で御説明をさせていただきます。

まず男女比でございますが、これは科学技術政策研究所が調べたデータでございますけれども、平成九年の割合では研究本務者数で男子が九〇・三％、それから女子が九・七％、こういう比率になつております。

それから大学関係でございますが、理学部でございますと教授職は女性が二・九％、それから医学部では女性の教授の方が四・七％、こういう数字が手元にございます。

それから、大学だけの研究職員数でまいりますと、女性の方が大学の教員全体で一・六％と、こういう数字が手元にございます。

○日下部博代子君 ありがとうございます。今お答えいただきましたのはわずかに四つの数字でございますけれども、余りにも女性の割合が低い。あるいはこのくらいかなと思ひになる方も

いるのかもわかりませんけれども、私としてみれば数字を改めて知つて余りにも低過ぎるというふうに思わざるを得ないのでございます。

現在もあらゆる分野において男女共同参画型の社会を目指している中で、この科学技術の分野におきましてもやはりそれは例外ではないはずであります。むしろこの分野にこそ最も男女がともに手を携えてということが求められているのではないかと申すわけでございますが、今の数字をお聞きになりまして、科学技術庁としてはどのような対応、施策を、もう既に考えていらっしゃるのか、実行していらっしゃるのか、改めてお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今数字を申し上げますけれども、あの数字を聞きまして、一般に我が国で女性の社会的進出がまだまだ十分ではないけれども、科学技術の分野もそれに劣らざるべくいて、と言つて変な言い方になります。また、まだだなどというふうに思ひました。きょうはこの委員会でも六人の先生と議論をさせていただくわけですが、六人のうち三人の女性の先生に御議論をいただくことになつておりまして、まだまだこの委員会まで達していないという気持ちでございます。

これは研究開発の問題だけではなくて雇用一般の問題でもあると思うわけですが、雇用機会均等法とかあるいは育児休業制度とかいろいろ問題が絡み合つてくるということだろうと思ひます。いづれにせよ、科学技術の分野で女性の能力をもつと引き出すといふことが活用することなれば損だ、損得で言つてはいけませんけれども、共同参画型の研究開発体制をもう少し推し進めるような努力を政府も一体としてしなきゃいかぬ、このように思つております。

○日下部博代子君 今のお言葉、もう少し力強い具体的なお言葉が欲しかったのでございますが、今後の御努力を見詰めて、見守るんじゃないかと、ちゃんと見ておきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、前回の本委員会におきまして、これは中学生の国際比較でございますが、数学、理科におきまして数学嫌い、理科嫌い、そしてまた科学的な職業につきたい生徒の割合というのも四十一カ国の中で日本は最も低いところにあるというようなことを私は論議させていただきました。

日本の場合には、今まで欧米の成果を素早く消化して、それを応用して産業化してお金をもうける、これは基礎研究に関してはフリーライダー、つまりただ乗りという言葉が世界じゅうに広まつております。こういう汚名を返上するためにもここで考えなければならぬのは、世界に貢献できる頭脳、そして知的財産をいかにしてつくり出すかということ、そのためには科学の啓蒙活動とかいわゆる科学のすそ野を広げること、特に若い世代に対しての啓蒙ということには必要ではないかというふうに思ひます。長官のお言葉で私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) おつしやるとおりだと思ひます。科学技術を推し進めていく場合には基本的に国民の理解、支持というものがなければ、例えば宇宙開発みたいに大変な金を使うわけでありまして、国民の理解と支持がなければ私ではできないと思ひます。なかなか、若い世代の人たちに理解をしてもらつて、でき得べくんばそういう人たちの中で志ある若い人たちにこの分野に飛び込んできてもらいたい。そのためには、参加型といひますか、いろいろなやり方があると思ひますが、努力していかなくちゃならない。これは科学技術政策を進めていく場合の一番大きな問題だと思ひます。

同時に、若い人たちに、何か将来希望があるな、我々の社会は八方ふさがりじゃなくて何か先におもしろいことがあるぞというところを思つてもらえる力も本来科学技術というのは持つていられると思ひます。したがって、そういう面も

これから十分發揮して、若い人たちが、国民全般に御理解を得られるような努力をしてまいりたいと思つております。

○阿部幸代君 科学技術創造立国を目指す上で、ぜひともその担い手である人づくり、科学技術教育に着目していただきたいということできょうは質問したいと思ひます。

長官は子供のころ実験とか観察とかを大切にする理科教育に恵まれましたでしょうか。また、科学技術基本計画のその冒頭、「はじめに」の部分で若者たちの科学技術離れに対する懸念の表明がされておりますが、この問題についてはどのような課題意識を持つておられるのでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私が子供のころ恵まれた教育だったかどうか、勉強嫌いの子供でたから余りよく覚えていないんですけれども、しかし今に比べますと、私は東京で育ちましたけれども、すぐそばでもっと自然に触れたというふうな感じがします。多摩川の河原へ行つたというふうな植物があつたり、星も今よりよく見えたと思ひます。そういう意味では、いろいろな実験とか観察とかいうようなものが今よりもしやすい環境であつたのかなというふうに感じていることは事実であります。

それから、ちよつと今の日下部先生の最後の御質問とも重なるわけでありますけれども、日下部先生のときに申し上げましたから申し上げませんが、やっぱり若い人たちに理解をしてもらう、そして子供たちが目を輝かすような何かが本来科学技術にはあるんだらうと私は思つていられるんです。

それで、具体的に何をやっていくかということ申し上げますと、やつぱり参加してもらつていいますか、紙の上だけというのとはつまらないんだらうと思ふんですね。ですから、最先端の研究施設で青少年が学習を中心に研究生活を体験するようになつていく科学技術体験合宿、サイエンスキャンプというのをやっております。これはなかなか評判がいいようでありまして、それから、日本各地

の研究機関などから講師を募集して、学校などで青少年に直接語りかけるような研究者、技術者の教育現場への派遣、サイエンススレンジャーと言っているようでありますが、そういうこともやっております。また、実験とか工作などを通じて青少年に科学技術への興味、関心を高めるために地方公共団体で先端科学技術体験センターというようなものを作っておりますが、その整備に対する支援というようなことをやっております。

今後とも、実験、観察を通じて青少年が科学に親しみ、科学する心というか、そういうものを涵養していくような施策を追求していきたいと思っております。

○阿部幸代君 私もテレビ等で今長官がお話になったようなさまざまな施策は見聞しているところですが、やはり基礎、基本を学ぶときからしっかりと学ぶことができるように条件整備をしていく必要があるのだというふうに思っているんです。

今、文部省は、みずから学びみずから考える、いわゆる新学力観と言いますが、これに基づく教育を推し進めています。このいわゆる新学力観については、私自身は基本的なところで異議があるのですけれども、理科教育において実験や観察を大切にすると、問題解決的な学習に児童生徒が主体的に取り組んで、しかも十分な学力を保障していくという意味では一定の理解を持っているつもりです。しかし、実際に問題解決的な学習を展開していくというのはなかなか大変なことです。

実は私は五年間小学校で教師を経験したことがありますが、たまたまその学校が理科教育の研究指定を受けていたところでありましたもので、それから、大変鍛えられもし、またさまざまなことを考えさせられてきました。

御承知のとおり、小学校では学級担任が全教科を担当しながら理科実験の準備もするんですね。ですから、実験の間際、例えばアルコールランプにこびりついているものを除去する作業だとか、あるいはアルコールを入れたり、あるいは硫酸とか塩酸を希釈する、薄めることですね、こう

いう準備などをするわけなんです。本当に相当に理科的な小まめさのある人でないと続かないと思うんです。もし理科実験の準備をする人がいたら理科教育はもっと進むだろうと常々思っていました。こうした理科教育のスタッフ問題についてどのようにお考えでしょうか。

もうちょっと具体的に言いますと、科学技術基本計画にチームティーチングの活用、こういうことも出てくるんですけれども、この辺も含めてどんなふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 理科教育につきましては文部省で所管されておりました町村大臣の御担当でありましたので、私はどこまでお答えしたらいいか、またお答えできるのかとちょっと戸惑っておりますけれども、今御指摘のように、科学技術基本計画の中でもかような問題は重点を置いて取り組まれていると思うんです。

それで、科学技術に関する学習の振興と幅広い国民的合意の形成を図る、こういう観点から初等中等教育における理科教育や技術教育の充実を一層図れ、こういうことになっていまして、自然に親しむ機会とか観察、実験の探求活動、実践活動の機会の増加、それから理科教育、技術教育の担当教員に対する各種の研修機会の充実、こういうことも述べられております。それから、公立の小・中・高等学校における教育用コンピュータの整備、こういうことがかなり具体的に書き込まれておりまして、科学技術庁としても、こういう方針のもとで理科教育の充実を図っていく必要があるというふうにお考えしております。

○阿部幸代君 スタッフの問題で質問したんですけれども、科学技術基本計画にチームティーチングの活用等というのが実際に出てくるんですね。それは具体的にどのような授業かといいますと、一学級に複数教員を配置する、こういう内容になるんですね。この計画では、小学校で四四%の学校に一人です。それから、中学校では七七%の学校に一人配置するという計画で、チームティーチングの本格

実施にはほど遠いという計画なんです。ところが、この計画すら、実は財政構造改革法で定数改善の先送りされました関係で、このさややかなチームティーチングのための人員増も先送りされているという実態をぜひ知っていただきたいと思っております。

それから、今学校教育で大きな課題となっているのは学級定数の問題なんです。四十人もの子供たちに実験や観察を重視した問題解決的な学習を主体的にさせて、しかも学力保障をするというのは本当に至難のわざです。

私は実験体験してまいりました。例えば、実験中、希硫酸をスポイトに入れて、同じ実験テーブルの友達の中に入れてしまおうとか、あるいはアルコールランプのアルコールを実験台にこぼして火がついてしまおうとか、こういう事故も起こるわけなんです。

それから、実験や観察というのは一見楽しいことですが、よく見ていますと、何となく楽しんでいくだけで、そこから法則を導き出したり、あるいは知識として定着させるまでには至らない子供たちがたくさん出てきてしまっているんです。つまり、四十人というのは無理なんです、一度にやるというのは。

今、ナイフなどによる殺傷事件等が相次々ほど新しい荒れと言われる困難に直面している学校現場で、クラスサイズの縮小、つまり三十人学級の実現が切実な課題になっているんですね。けれども、実はこれは理科教育の振興上も必要なことではないかというふうに思うんですけれども、どのようなふうにお考えになるでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 昭和五十四年十二月の予算折衝で四十人学級の予算がついて、今まで何年たつたでしょうか。二十数年たつて随分時代も変化したなと思うわけでありまして、阿部先生のおっしゃっていることはなるほどなと思う面がございまして、先日も町村文部大臣のここの御答弁を伺っておりますと、町村文部大臣も厳しい財政の中でなかなか苦労しながら

やりくりをしておられるな、こういうふうに思っております。

○阿部幸代君 次に、理科教育の予算面についても質問してみたいと思うんです。

科学技術創造立国を指すということで、財政構造改革法のもとでも科学技術振興費は昨年度は対前年度比で一一%増、それから九八年度約五%増ということで、圧縮されたというものの増加が見込まれています。ところが、理科教育設備費とか高等学校産業教育施設整備費負担などは五%の削減になるんです。科学技術振興費と理科教育費とを比べていく必要があるというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、先生の御質問は、理科教育振興費が減少しているんじゃないかとおっしゃったんですか。

○阿部幸代君 そうです。財政構造改革法のもとで確実に。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私として大変お答えしにくい御質問で、きょう横に町村大臣がいてくださつたらもうちょっと……

○阿部幸代君 整合性ということですが、

○国務大臣(谷垣禎一君) いろいろ整合性を図っていく必要はあるだろうと思えます。特に科学技術基本計画で、先ほど申し上げましたけれども、青少年の初等中等教育における理科教育を推進する、という具体的なものがあるわけでありまして、できるだけこれは我々の方も文部省と御相談しながら、進められるべきものは進めていかなければいけない、こう思います。

○阿部幸代君 私も、科学技術創造立国ということでもっと教育現場に目を向けていただく必要があるのかなというふうに思っています。質問をさせていただきます。

次は大学教育について質問したいと思うんです。学術振興会とかあるいは科研費の配分にかかわる学術審議会、これらのいわばふるいにかけられ

ることのない研究者の自主性に基づく本来の基礎研究を進めるという意味では、教官当たりの積算校費というのがもつと増額されてしかるべきだと私は常々思っています。

実態を申し上げますと、校費は一九八一年から九年間、単価が据え置かれ、厳密に言いますと一九八三年は減額されているんですが、こういうこともあって、一九七〇年と比べると、九六年時点ですべて二倍程度にしかふやされてないんです。この間の物価上昇率がおよそ三倍ですから、校費というのは本当に低い水準に据え置かれているんです。科研費など研究予算は科学技術基本計画のもとで増額されていますが、この科研費も申請課題の中でおおよそ三割しか採択されないわけですから、まだまだ不十分ですし、必ずしも自主的な研究費とは言いがたいものなんです。校費の倍増というのは国立大学協会の長い間の悲願でしたが、一向に実現せず、財政構造改革法のものでこれ九八年度予算案では二割の削減となっているんです。

半導体、光ファイバーの研究者で知られる西澤潤一氏は、実はこの校費で細々と研究を続けてきて、今花開き、政府のさまざまな審議会などで活躍していますけれども、そういう経過があるんですね。科学技術振興策のもとでの校費の劣悪さというの、私はやはり整合性を欠くのではないかなと思います。

ちなみに、よく競争的な環境ということが言われるんですけども、アメリカ社会の競争的な環境というのは、条件を同じゅうして競わせる、そういうことなんです。そういう意味では、少なくともこの物価上昇率から比べると、なかなか低い水準に置かれている校費というのを底上げするというのが、最低限本当に整合性を図るという意味でも求められていると思うんですけれども、どんなふうにお考えでしょうか。

○委員長(大島慶久君) 時間をオーバーしておりますので、簡単に御答弁を願います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 積算校費の問題をお取

り上げになりました、これは文部省で考えたいだくのが基本と思いますが、この間も衆議院の方で人当研究費の問題がございまして、似たような側面があると思います。こういうものの予算の増額にも我々努力しなければならぬと思います。が、それと同時に、今戦略的というような、競争的ということをおっしゃいましたけれども、重点的な予算の配分もこういう時代には必要なのではないか、こんなふうに思っております。

○委員長(大島慶久君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、日下部博代子さんが委員を辞任され、その補欠として及川一夫君が選任されました。

○属千景君 ちょうど一週間前、三月十日に大臣の所信を伺いながら、その後時間の都合で所信に対する御意見を伺う時間がございませんでした。きょうも十四分ですから、せいぜい一問か二問になつてしまふので残念でなりませんけれども、先ほどから同僚議員の基本法制定後の科学技術庁のあり方等々既に大臣の御意見を当委員会に拝聴しておりますので、重ねての質問は省略させていただきますかと思ひます。

大臣が御就任になつて、科学技術庁でいろいろと日本の科学技術に対してのお考えが変わつたのか変わらぬのか、また、日本の科学技術のレベルというものを大臣御就任後世界的なレベルではどの程度になつていとお考えなのか、ちよつと一端をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私が長官になつてうんと変わつてよくなつたと申し上げたいのでありますが、私は基本は変わつておらないと思ひます。先ほど御質疑の中にも、御議論の中にもありましたけれども、科学技術基本法をつくつていただき、そのもとでの科学技術基本計画ということで推し進めているわけでありますから、大要は変わっておりません。

ということ。この科学技術基本計画で十七兆ということを考えていただいておりますのは、日本の科学技術開発に関する投資の中で政府が果たしている役割が西欧の先進国に比べて少な過ぎるではないかという問題意識から出発しているわけでありまして、そういうところはまだ努力の最中でございまして。

ただ私は、いろんな分野がございましてけれども、日本の科学技術の水準は、何というんでしょうか、論文の引用数とかあるいはノーベル賞受賞者の数というふうなことで考えますとなかなかまだいまだしてございまして、全般としては頑張っている、このように思っております。

○属千景君 科学技術立国というのは、言葉では簡単ですがけれども、私は、日本が生きていく上に大変大事な科学技術である。日本は資源がございませぬけれども、人知は無限だといつも言われております。それを生かすも殺すも科学技術の頑張り次第だと思っております。ですから、科学技術のあり方というのに対して、基本法の制定等々、これからはまた評価制度というのに対して、また確実に見守つていかなければならぬし、またある面では支援し、またある面では叱咤激励も思っております。いけなところは直していただくことと、本格的な姿勢でございまして。

ところが、御存じのとおり、十日に所信を伺いまして、ちょうど三月十一日で動燃あの事故を起こしてから一年たちました。きょうは時間がありませんから長々と申せませんが、この一年たつて冷静に考えて、今まで私も科学技術を振興してきた、あるいは推進者の一人として私も加わらせていただいていたような意見を述べさせていただきます。私は、放射性の物質を閉じ込める機能が失われた国内の最悪の事故と、そういうことは認めながらも、動燃というものが今まで果たしてきた功罪、いいことも悪いことも、じゃ果たして悪いことは。一年たつて、

今反省の中で本社移転等々いろんな事例が出てまいりましたけれども、果たして功罪という項目を挙げるだけでも、まず動燃の功罪について簡潔に御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) なかなか功罪というのは難しゅうございまして、功にについては申し上げますと、やはり核燃料サイクルが資源論の面から環境論の面からも重要だと、こういうことに立つて中心的に推し進めてきた組織は動燃でございまして。そして、確かに走り出したときは前を走っている国もたくさんございまして高速度増殖炉とも、核燃料サイクルの中心でございまして高速増殖炉ということになりましたと、今やいつの間にかプロトランナーの位置に立たざるを得なくなつて、いろいろ困難もございましてけれども、歯を食いしばつてやってきたというのが動燃の功ではないかと、このように思っております。

罪の方で申しますと、このところ幾つか事故がございまして、そういう中でいろんな問題点が指摘されました。私は、それぞれの研究者、立派な方がおられるけれども、事故を起こした後の社会的な対応のまずさ、世の中との認識ギャップ、そういうようなところが問題を余計複雑にして、原子力政策に対する信頼、こういうものを損なつた、これはやはり罪であらうと、簡潔に申し上げますとこのように思っております。

○属千景君 私は、今長官がおっしゃいました中で、ウランの濃縮技術の自主開発というものは、日本にとっては本当に大きなものであつた。動燃の研究というもののこの事業に対する技術の開発に対しては、日本としては大きな自主開発であつたということはやっぱり努力のたまものであつたらうと、私はそれは評価しております。

そういう意味では、長官がおっしゃいましたように、資源がない、あるいは環境問題等々考えますと、この開発を推進していかなければならぬけれども、今は不幸にして中断しております。けれども、その罪の方の原因としては、少なくとも

国民と社会との乖離があつたということは否めな
いことであらう。そして、少なくとも安全性確
保の危機管理の不備、これが第一点。私は、科技
庁に、あるいは動燃に、両方とも責任があつたろ
うと思います。

それから二つ目には閉鎖性、それは改善をして
いただきたい。

三つ目には事業の肥大化というものが私はあろ
うと思います。何でも大きくなればいいというも
のではなくて、コンパクトで効率のいい、そうい
うものに日本の今の財政を考えてもしていかなけ
ればいけないだろうと思います。

以上の三点等々を含めまして、動燃というも
のが新しい出発をするんだということで意識改革
をしていくということは私は大変いいことだと思
いますけれども、現実的に、本社の移転等々で、
約五百人いた本社人間が二百二十人ぐらゐしか
東海村へは行かない。あるいはあとの技術ノウハ
ウを持った研究者はどうするんだろうかと、そう
いう意味でも私は大変心配をしております。技術
流出ということが多く言われる中で、せっかく技
術を持った人たちがこれからの技術を發揮する
場所がなくなる。あるいは移転することによつて
その技術が生かされないということもあらうと思
います。また、本社が東海村に移転することによ
つて、各国大使館との国際的な交流あるいは情報
収集等々も果たしてこれで大丈夫なのか。国
際部も移転すると聞きましたけれども、動燃の移
転に伴う技術保持者の確保、あるいは国際的な交
流の疎通が行えるのかどうか、そういうことも含
めて疎漏はないのか、ちよつと伺いたいと思いま
す。

○国務大臣(谷垣禎一君) 細かな面については原
子力局から答弁をさせますが、今、扇先生が御指
摘になったところはやっぱり一番心していかなき
やならない点じゃないかと私も思っております。
今までのいろんな地域への対応のまずさなどか
ら、できるだけ地域に密着していこうというの
は私は方向としては間違っていないと思うんです。

ただ、原子力開発、技術開発というのは日本だ
けで行われるものではありませんから、今後す
ます国際性というものは重視していかなきゃいけ
ない。そのときに、やはり動燃のトップというの
は国際的に活躍してもらう必要がこれからは減り
は絶対しないと思いますので、そこをどう考
えていくかという問題。それから、今まで積み重ねて
きた技術、これはいろいろ動燃も批判は受けてお
りますけれども、私はやはり相当貴重なものがある
んだと思つてゐるんです。明確なミッションを
与えるということ、ある意味で問題を絞つてい
く、これも方向としては間違っていないと思いま
すけれども、今まで培つたものをどう民間に移転
していくのか、いろんな種々の問題をこれから乗
り切つていかなければならないんじゃないかと、
こんなふうと思つております。

○政府委員(加藤康宏君) 本社の関係の話と技術
の移転の問題、それから技術保持の問題がござ
いました。

まず、技術保持する問題につきましては、
我々動燃事業団のやつてゐる仕事は非常に機微な
技術もございますから、当然それはきちつと保持
する。ただし、先ほど御指摘ございましたウラン
濃縮のようなものは開発に成功したわけでござい
まして、それは技術を民間に移転しております。
当然、動燃事業団から民間にも移つて、そちら
の方で技術がさらに発展するというところで生かさ
れると思つております。

それから、本社の者で二百二十人ぐらゐしか東
海に行かないと御指摘ございましたが、現在五百
名弱いる本社要員をスリム化したしまして、それ
で三百人ぐらゐに本社機能をする。教習の方に一
部行く、東海には二百二十人が行くということで
ございまして、残りのところは基本的に運転管
理、先ほど御指摘ございました危機管理とか広報
とか、そういうものを重視するためにそちらの方
に回つていただくことを考えている次第でござい
ます。

○扇千景君 私は、少なくとも世界的なレベルの

技術を持つためには、いろんな研究も、そして費
用も、そして失敗も、これを乗り越えていくのが
本当の研究であらうと思つます。最初から成功す
るとわかつてゐるものは一つもないはずで。で
すから、間違つたこと、あるいはいけなかつたこ
とは素直に反省しながらも、前進する姿というも
のを持たなければ、私は科学技術庁がある意味が
ないと思つます。

そういう意味では、私は、谷垣長官が今までの
長官の中では一番若い御就任ではないかと思ひ
ます。その辺はわかりませんが、どつちにし
ても若い長官ですから、日本の将来の科学技
術のあり方、あるいは日本が生きていく知的財産
を一番集約できるのが我々であるという認識を持
つて、長官から、日本の将来の財産を自分たちが
一番担つていくんだという新たな御意見を聞い
て、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 扇先生から大変温かい
お励ましをいただいたと思つております。原子力
核燃料サイクルの確立は、これはもう総合的な技術
でありまして、なかなか任重くして道遠しとい
う気持ちがございますけれども、くじけずに頑張
つていかなければならないと思つております。
どうぞ今後とも、誤りがありまして誠に御
叱正を賜りますように、それと同時に愛情を持
つてむちも当てていただきますように、心からお願
いを申し上げます。

ありがとうございます。

○扇千景君 終わります。

○委員(大島慶久君) 本日の調査はこの程度と
いたします。

○委員(大島慶久君) 速記を起こしてください。

○委員(大島慶久君) 速記を起こしてください。

興法の一部を改正する法律案、以上三案を一括し
て議題といたします。

三案の原案に対する質疑は去る二月十七日に終
局いたしました。スポーツ振興投票の実施
等に関する法律案及び日本体育・学校健康セン
ター法の一部を改正する法律案の修正について小
野清子さんから発言を求められておりますので、
この際、これを許します。小野清子さん。

○小野清子君 私は、ただいま議題となつてお
りますスポーツ振興投票の実施等に関する法律案及
び日本体育・学校健康センター法の一部を改正す
る法律案に対し、自由民主党及び社会民主党・護
憲連合を代表いたしまして、修正の動議を提出し
たします。

その内容は、お手元に配付されております案文
のとおりであります。

まず、スポーツ振興投票の実施等に関する法律
案に対する修正案について申し上げます。

修正の内容は、第一に、地方公共団体等の行う
スポーツ振興事業に対する支援の強化についてで
あります。

センターは、スポーツ振興投票に係る収益をも
つて、地方公共団体が行うスポーツ振興事業に要
する資金の支給に充てることができるものとする
とともに、地方公共団体等に対する資金の支給総
額を毎事業年度の収益の三分の一に相当する金額
となるようにするものであります。

第二に、スポーツ振興投票の実施の停止につ
いてであります。

文部大臣は、センターが投票法等に違反し、ま
たはスポーツ振興投票の実施につき公益に反する
等の行為をしたときは、センターに対し、スポ
ーツ振興投票の実施の停止を命ずることができ
るものとするとともに、スポーツ振興投票の実
施が児童生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼし
て認めるときには、あらかじめ、政令で定める審
議会の意見を聞いて、センターに対し、スポーツ
振興投票の実施の停止を命ずることができると
するものであります。

第三に、スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する国会への報告その他情報の公開についてであります。

文部大臣は、センターから毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書を受領し、これに意見をつけて国会に報告しなければならぬものとするともに、センターは、必要に応じ、資金の支給を受けたスポーツ団体に対し、その使途に関する情報の公開を求めるものとしたしております。

第四に、指定試合の公正を確保するための罰則の追加についてであります。

スポーツ振興投票対象試合開催機構の役員または機構の登録を受けた選手、監督、コーチ、審判員等の試合関係者について収賄の規定を置く等、罰則を追加することとしたしております。

次に、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案に対する修正案について申し上げます。

修正の内容は、原案ではスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益の二分の一に相当する金額とされている国庫納付金の額を三分の一に相当する金額とするものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(大島慶久君) 以上で修正案の趣旨説明の聴取は終了いたしました。

午前の審査はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時二分開会

○委員長(大島慶久君) ただいまから文教・科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案及び日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案に対する修正案に対し、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松あきら君 公明の松あきらでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、文部大臣は、スポーツ振興投票の実施が児童生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼしているとの意見を聞き、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聞いて、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができるよう規定をつくることと、私はスポーツ振興くじが青少年に悪影響を与えるというところをみずから認めているというふうな思いをいたしますけれども、まず提案者の御意見を伺いたいと思います。

○馳浩君 お答えいたします。

本来このスポーツ振興投票くじ制度といふのは、この収益をもちまして青少年の健全育成に資するという目的がありまして、委員御指摘の青少年への悪影響という点を第一の目的として考慮に置いたものではないというところは御理解いただきたいと思います。

その上で、参議院におきまして十五時間近い審議を重ねる中でたくさん先生の御意見をいただきながら、青少年への悪影響を心配する声が出されましたために、今回この修正案を提出したところでございます。したがって、この修正案は、スポーツ振興くじが青少年に悪影響を与えるという前提に立ったものではなく、あくまでも懸念する意見にこたえて二重、三重に万全の措置を講じることとしたものであります。

○松あきら君 それでは、同じことを大臣にも伺いたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 今提案者から御説明がありましておりだと私も考えております。一応

従前からの案でも、十九歳未満の者のくじの購入を禁止する、あるいはそうした禁止を効果あるものにするためにということ、くじの販売方法についていろいろな措置が考えられているわけでありまして、また、今回の修正というの、そういう意味では、必要な場合にはその停止命令が出せるということであろうと思います。

このような制度的な措置あるいは運用上の慎重な配慮ということで、悪影響がないように万全を期していくという考えでありまして、例えばいいかどうかかわかりませんが、例えば自分のいるような表現をしたいということではデモがありまして、しかし、万が一デモが暴発するといけません。その制限があるからといって、デモそのものがすべて極めて危険なものであるかといえませんが、少なくとも、万が一のために備えて一定の予防策を講ずるというところは、これはいい例かどうかは別ですが、デモにしても何にしてもそういうものもろもろあるわけでありまして、そういう予防措置を講じたから翻って根拠が全部だめなんだという議論にはならないのではなからうかと私は考えております。

○松あきら君 デモのことは適当かどうかかわかりませんが、ということでしたけれども、私はそれはちよつと適当でないのではないかなというふうに個人的には思います。

私はスポーツ振興を推進する者の一人でございます。ぜひ推進をしていただきたい、その思いは本当に人一倍あるつもりでございます。しかし、やはり私は、このスポーツくじが子供たちの新しいじめの材料になるのではないかと、どうしてその不安をぬぐい切れないわけでございます。

大臣は、もし重大な悪影響がある場合、子供に出た場合ですね、実施を停止させるとしておりますけれども、それはどのような基準を想定しておりますか。お願いたします。

○政府委員(工藤智規君) これは私どもの御提案

ではございませんので、本法案が成立いたしました際に、関係者とも御相談しながら、皆様方のお知恵をいただく必要があると思っておりますけれども、仮に想定いたしますのは、少なくともこのスポーツくじ制度が直接の原因となつて何らかの問題が起きた場合、今でもなかなか憂慮すべき問題が青少年の間にあるわけでございますけれども、それが直接くじに起因しているかどうか、さらにはある程度全国的に蔓延するなどして放置できない事態になつた場合、それは考えなきゃいけないことではないかと思うわけでございます。

○松あきら君 その基準といふまいですか、それはつきりしないわけでございます。やはり私は、これはいろんな場合が想定されるのではないかなというふうに思います。多少関係があるか、あるいは深く関係があるかというのはなかなか表から見えてこない場合もあるかと思うんです。いろいろな青少年の問題について、このサッカーくじが直接どういふ形でかかわっているのかというその基準が非常にあいまいである。

○馳浩君 お答えいたします。

どういう状態ということ想定することは、これは具体的にあらわめることがあろうと思っておりますけれども、とにかく児童生徒がこのスポーツ振興くじを手に入れようとして非行を犯す事件が各地で頻繁に起きたような場合などが考えられると思っております。

要するに、このスポーツ振興くじ制度が直接の原因となりまして、教育上放置しがたい事例が全国に蔓延した場合というふうに考えております。

○松あきら君 頻繁にそういう事件が発生した、あるいは日本全国に蔓延したと、こういうことは非常にあいまいであると私は思います。

今、青少年のナイフ等の問題が非常に多く起こっております、残念でございますけれども、もし仮に、あるいは一件かもしれないけれども、こういったことでお金欲しいとか金を出せとか、そ

ういうことに例えればナイフ等の事件が起つた場合、これは蔓延しているあるいは多発しているわけではないけれども、そういうときはどうするんですか。

○長谷川道郎君 問題の性質上、例えば子供たちがこのスポーツに連続して恐喝事件を起こした、この問題が一週間に三回起きれば頻繁だけれども、二回以内では頻繁ではない、こういう基準は、社会状況また学校教育における影響で常識的に判断すること以外、申し上げましたようにスタンダードをつくるというのは非常に難しいと思います。

○松あきら君 これ以上何でも多分無理だと思えますので、やめします。

スポーツくじの対象は、野球でもなければ相撲でもない、とにかくだサッカが適切だという説明を受けてまいりました。しかし、もし青少年に重大な影響が起つたらスポーツくじを停止するというところでございますけれども、「なぜ、サッカーを対象とするのか」というこのペーパーには、「対象は、サッカーに限られる訳ではないが、以下の条件を勘案すると現時点ではサッカーが適当」と、こういうペーパーがあるわけでございます。これは、例えば今そのサッカーくじで事件が頻繁に起つたとしまして、やめるとします。そのときに、スポーツくじそのもの、つまり「現時点ではサッカー」ですから今はサッカーなんだけれども、もしこれをやめたときに違うスポーツでくじを行うということがあるのでしょうか、ないのでしょいか。いかがでございますでしょうか。

○小野清子君 お答えをいたします。どのスポーツがいいのかということは大変議論をさせていただきます。例えば野球であれば、ピッチャー一人が非常に負担が多い、その投げ方一つ一つに負担がかかってくる。例えば相撲であれば、相手が一人であるというふうなことで、何か事を起こそうと思えば起きやすい等々、いろいろと考えました。

結局は、まず国民に人気があつて、そしてプロ

であるということとを条件として、それから諸外国で既に成功してノウハウをきちんと持っていて、いわゆる蓄積があつて、私たちがそれを見習いながらやっていくことの中で安心してやれるだけのお手本があること等々、個々の選手への過剰な負担を避けたり、あるいは天候に左右されて、野球ですと雨が降つたら取りやめになったりするわけですから、そういういろいろな条件を考えましたときに、サッカーが最も適している競技種目の一つであるということでサッカーに決まったわけでございます。

ですから、サッカーがだめになつたから、じゃほかの競技で何とかなるかというところ、それはまた問題が全然違つてくると思ひます。

○松あきら君 というお答えは、サッカーくじをやめた場合は、ほかのスポーツではやらないという私の認識でよろしいのでございましょうか。

○小野清子君 ここで限定することは差し控えたと思ひます。私自身がやらないうことを言いつけることは大変難しいと思ひます。まだバスケットとか外国では行つていゝものがありますから、やらないうこととはできませんが、日本の中において人気があつて等々のさまざまな条件を満たしているものは今現在サッカーであると、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

○松あきら君 私、それは非常にゆゆしき問題であるという気持ちがありました。これはある種公営のギャンブルという認識を持つていゝ方も多々と思ひます。参考人の中にもまさしくギャンブル、賭博であるというふうにおつしやつた方もおります。ですから、外国でやつていゝし、諸外国で問題がないから等々を勘案してサッカーというところで始める。しかし、もしこれがサッカーで問題が起つてやめたなら、まだほかのスポーツに関しては明確にやめるかどうかかわらないということでは物すごく問題があるというふうには私思ひます。次に行きたいと思ひます。

国庫納付金の割合を収益の二分の一から三分の一

一にしまして、そのかわりスポーツ振興のために直接使われる割合を二分の一から三分の二にそれだけ手厚くしたわけでございませうけれども、スポーツを振興するという点に関しては、これは国に取られちゃうよりはいいいことだと私も思ひます。

しかし、先日閉幕いたしましたパラリンピック、これも実はウェアのことで当初かなり問題がございました、御存じのとおり。オリンピックで使用したウェアをパラリンピックでも、それはとてもいいから貸してください、あるいは着たいというところが、いわゆるこれは厚生省と文部省の管轄が違ふという縦割りのためにいろいろ紛糾したという事実がございませう。これはうまく解決しまして、私は非常によかつたというふうにしております。

私は、障害のある方、ハンディキャップを持つた方がスポーツをするパラリンピックに対して、健常者、普通の我々がするスポーツと区別をしてはならないというふうに思ひます。ですから、私はスポーツというくくりはくくりにしてほしいのではないかという思ひがございませう。やはりこういうハンディキャップを持つた方のスポーツについても適切に配慮することが必要だというふうに思ひますけれども、大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) ウェアのこととちよつと誤解があつてはいたしませんので、決してこの件で厚生省と文部省が醜い争ひをしたなどという事実は全くございませんで、たまさかその競技団体と障害者の団体との間で若干の意志疎通が欠けていたという事態だつたというふうには理解をしておりますが、それも当事者同士の話し合いでスムーズに解決をすることができてよかつたなど、こう思つております。

今、委員御指摘の障害者のスポーツということの位置づけでございますが、これは私どもの立場からすれば、それが健常者であらうと障害者であらうと、スポーツというものについて考えが変わることは全くございませう。

特に、私もこの間のパラリンピックを見ておりまして、その激しい、普通で言うアイスホッケーなり、あるいはダウンヒルやなんかを見ておりまして、これは健常者である、あるいは障害者であるという区別をすることが全くできないぐらいのまさにスポーツそのものだ、こう思つておりますので、文部省としても、昨年九月に出されました保健体育審議会の答申なども踏まえながら一生懸命それを振興していきたいし、お手伝いをしていきたいという考え方は先般申し上げたとおり全く変わるところはございませう。

○松あきら君 ぜひよろしく願ひいたします。それでは、国会への報告等の情報公開についてでございます。

ちよつと長いんですけれども、センタから毎事業年度のスポーツ振興投票の収益の使途に関する報告書を受理し、これに意見を付けて国会に報告しなければならぬことになつております。事業計画については機構は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し文部大臣に提出しなければならぬし、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し大臣に提出しなければならぬ、というふうなございませう。

収益の使途に関する報告は国会に提出をされませうけれども、大臣は事業計画書、事業報告書、収支予算・決算書を受け取るんでございませう、これも当然国会に報告をされますし、ちよつと確認のためにお尋ねをいたします。

○政府委員(工藤智規君) 実際に収益の配分がどれぐらいの金額で、どれぐらいの団体になるかというところは今から予想もつかないわけでございますが、国会の求めに応じて御満足いただけるような資料は提出しなさいと思ひますけれども、仮に膨大な数の団体からの膨大な数の書類が来たときに、それをそのまま出した方がよろしいのか、ある程度まとめて、いわばその収益の使途の透明性が確保できる、御安心いただけるよ

うな形でデータをこちらで整理してお出しした方が合理的なのか、そのあたりはまた先行き御相談いたしながら御提出してまいりたいと思っております。

○松あきら君 特殊法人は財務諸表を公表していただきます。しかし、私は財務諸表の公開のみの運営ではやっぱり透明性が担保できないのではないかとこのように思っています。ですから、全部国会に報告しなければいけないかどうかこれから考えるということでございますけれども、例えば今十三試合で一つのくじということになっておりますけれども、センターは何回くじをやるのか、そういうこともやはり私はこの事業計画の中に入ると思うんです。

ですから、特にこのサッカー等の機構がこれをするわけですから、そのところについてはしっかりと提出していただきたいと思えます。それはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(工務省) 全体の試合の運び等については、もちろん国会もそうでございますが、一般の方々への周知も必要でございますので、あらかじめ計画を立てて公表し、周知徹底を図る必要があるというのは御指摘のとおりでございます。

それからまた、経理等の透明性等の関係で御参考までに申し上げますと、この修正案のような規定がない中ではございますが、平成二年に設置いたしましたスポーツ振興基金というのがございます。この配分につきましてこういうパンフレットをつくりまして、審査委員の名簿でございますとか資金配分の各団体ごとの状況あるいはその事業の内容等、かいつまんだものを公開しているわけでございますが、せっかくこういう修正がなされますと、これ以上のことと考えていかなきゃいけないのかと考えているところでございます。

○松あきら君 今、大蔵省とか日銀とかに見られますように、やはり日本人の金銭感覚というのが非常に問われているというふうに私は思います。

また、きのうもたしか九十一歳の老人の預金通帳を十七歳の少年がとりまして、預金を引き出そうとしていたというような事件も起こっております。私は、母親であるせいもあるんでしょうけれども、このスポーツくじが青少年に与える影響は非常に大きいのではないかとこのことを大変危惧しております。

これから文部省は子供の心と将来を守つていかなければならない使命があるわけでございますから、やはり地についたスポーツ政策を立案すべきだということを訴えさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

○阿部幸代君 提案者に質問します。

文部大臣がサッカーくじの実施によって児童生徒等の教育に重大な悪影響があると認めるとき、保健体育審議会の意見を聞いてサッカーくじの停止を命ずることができるとしていますが、この重大な悪影響というのはどういうことを予想しているのか。例えば、子供たちがサッカーくじのマークシートをコピーするなどしてお金を持ち寄つて行うのみ行為、こういうものも重大な悪影響ということになるのか。また、重大でない悪影響というのがあるのか。

○馳浩君 先ほども同様の趣旨の質問がありましたが、この点にしましては、あえて言えば、児童生徒がスポーツ振興くじを手に入れようとして非行を犯す事件が各地で頻りに起きたような場合などが考えられておりまして、要するにスポーツ振興くじ制度が直接の原因となつて教育上放置しがたい事例が全国に蔓延した場合がそれに該当するということに考えております。

○阿部幸代君 私が今言ったことも当然その中に含まれると思えます。

文部省組織令によりまして、保健体育審議会というのには文部大臣の諮問に応じて体育、学校保健及び学校給食に関する事項を調査審議し、及びこれらに必要と認める事項を文部大臣に建議すること、を所掌事務とする審議会です。体育と学校保健と学校給食を扱う審議会にサッカーくじ

の実施が児童生徒等の教育に重大な悪影響があるかどうかを諮問するというのは、教育の矮小化ではありませんか。

○長谷川道郎君 保健体育審議会の設置については、先生お述べになりましたようなことで設置をされておるわけですが、これまでも極めて幅の広い立場からたくさんの方の意見をされている審議会でありまして、したがって、今回のこのスポーツ振興くじの実施に当たりまして、児童生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼしているかどうかという点については十分判断をさせていただけるものと考えております。

○阿部幸代君 限定された審議会を肥大化させてサッカーくじを強行するなど、もつてのほかだというふうに私は思います。

次に、サッカーくじの対象試合開催機構の登録を受けた選手等の取捨等の処罰の規定の追加に関して質問します。

この規定の追加によって、いわゆるサッカーくじ法案が既存の公営ギャンブル法と二つ二つになりました。選手等試合関係者の取捨と刑罰について見ますと、サッカーくじ法案は、機構、リーグの役員若しくは職員又は試合関係者が「賭博を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正な行為をしたときは、五年以下の懲役に処する。」とあります。

競馬法ではどうか。「調教師、騎手又は競走馬の飼養若しくは調教を補助する者が、「わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をしたときは、五年以下の懲役に処する。」です。

自転車競技法ではどうか。「競輪の選手が、「賭博を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。不正の行為をしたときは、五年以下の懲役に処する。」モーターボート競走法ではどうか。「モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会

若しくは日本船舶振興会の役員若しくは職員又は競走の選手が、「わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役」不正の行為をしたときは「五年以下の懲役」です。

小型自動車競走法ではどうか。「小型自動車競走の選手が、「賭博を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。不正の行為をしたときは、五年以下の懲役に処する。」

まさにサッカーくじ法案修正案は、いわゆる競馬法や競輪法、競艇法、オートレース法と二つではありませんか。提案者。

○長谷川道郎君 修正案に追加されました取捨等に関する規定は、確かに外見上、競馬法それから自転車競技法等の公営競技法と共通するものがあるわけですが、これが直ちにサッカーくじのギャンブル性を証明するものであるというふうには考えておりません。この規定は、あくまでも競技の公正な運営を重ねて確保するという意味で設けられたものであります。

そもそもスポーツ振興くじは、この審議会でも再三述べられておりますが、構造的にギャンブルを構成するものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○阿部幸代君 黒を白に言いくるめる、まさにうそつきそのものだと思えます。

実施主体の違法行為などへの処分を見ても、サッカーくじと既存の公営ギャンブル法はうり二つです。サッカーくじ法案修正案では、文部大臣がセンターに対してくじの実施の停止を命ずることができる。いわゆる競馬法では農水大臣が日本中央競馬会に対し、それから競輪法では通産大臣、競艇法では運輸大臣が、それぞれ停止または制限を命ずることができるわけです。修正案は、こうして見ますと、サッカーくじ法案が公営ギャンブル法案以外の何物でもないことをみずから認めたことになると思うんですが、違いますか。

○小野清子君 この件に関しましてはいろいろと議論をさせていただいたところでございますけれども、サッカー協会自身が既に規約を持っているということが第一点で、そしてまた事故、事件等があればそれを管轄する大臣が責任を持つというの、これはいかなる場合でも当然のことだと思えます。

そういう意味におきまして、明記がされていなかったものを、さまざまな御意見が出てまいりました中で他の競技団体に合わせたと、こういうことでございます。

○阿部幸代君 文部大臣に伺いますが、サッカーくじ法案の修正案をあらんになって、それが既存の公営ギャンブル法と二つであることをお認めになりますか。

○国務大臣(町村信孝君) 字面は似ているなどということは御指摘のとおりだろうと思えます。ただ、そもそもこれはギャンブルであるという前提に立っているか、あるいは今のサッカーくじ法案で出されているように十三試合で百六十万分の一という、要するにジャンボ宝くじ並みの、これはまさに宝くじと同じ性格のものであるという認識の違いが、どうも幾ら議論しても抜け切れない違いがあるのかなと。

もうギャンブルであるとお決めつけになれば、あとは規定が同じだからです。同じじゃないかと、こういう御議論になります。その前提がどうも違うということをぜひ阿部委員に御理解を賜る必要があるのかなと、こう私は思います。

○阿部幸代君 文部大臣には、当せん金付証券法、宝くじ法です。ぜひこれをじっくり勉強していただきたいというふうに思っています。

それから、先ほど法律のことを字面とおっしゃいましたけれども、法律を単なる字面というふう

に扱っていただきたくはありません。サッカーは子供、青少年に人気のあるスポーツです。私は浦和レッズの試合を実際に見たことがあります。今週の日曜日にも浦和の駅前からバスでスタジアムに行く人たちをじっと見ていまし

た。プロサッカーのファンには子供、青少年が圧倒的に多いんです。これら青少年ファンたち、つまり十九歳未満の購入を禁止していること自体がギャンブルの本質をあらわしています。修正案はサッカーくじのギャンブル性を一層明瞭なものにしました。サッカーくじはギャンブルではないと強弁した提案者並びに文部省、文部大臣の言いはおのずから破綻したものと思えます。

次の質問に移ります。

東京都小学校PTA協議会がサッカーくじ法案の反対の要請に見えました。

一、勝敗予想にお金をかけるサッカーくじは、競馬や競輪と同じギャンブルであること。

二、サッカーもJリーグも子供、青少年ファンが多く、くじに興味を持つのは自明であり、教育上の影響を考慮するべきであること。

三、非行の低年齢化や痛ましい事件の相次ぐ中、文部省が心の教育を課題とし、物、金を優先する大人社会を変えて、子供たちに豊かな人間性をはぐくむ方策を探っているときに、サッカーくじを扱うのは矛盾であること。

四、日本体育・学校健康センターが新たな官僚の天下り先となり、不正や腐敗の温床になりかねないこと。

五、スポーツ振興は、通常の予算で賄うのが筋であること。

これら五つの理由でサッカーくじ法案の廃案を要望しています。新たな社会病理が生み出されることを恐れるPTAの方たちの意向を提案者はどう受けとめますか。

○小野清子君 阿部委員からのお話を伺わせていただきました。サッカーくじイコール悪というお話でございます。

御案内のとおり、ヨーロッパで生まれ、ヨーロッパから日本に輸入されて、学校教育の中で日本の場合にはスポーツが振興いたしました。ヨーロッパの場合には、クラブ制度の中で地域社会を核にしてスポーツが振興いたしました。ですから、日本の場合にはサッカーイコール子供という形に

とらえられて、ギャンブルは子供に悪いというふうに言いますけれども、私もイタリアに勉強に行きましたところ、これは完全に、大人の方々が週末のゲームを楽しみながら、パブでもつてお互いの意見交換をしながら、家族とのコミュニケーションを図ってやっていく大人のゲームでございます。

そういう意味で、日本の場合のスポーツの振興が学校を中心にして行われたがゆえに、いわゆるスポーツ振興くじもそこに執着をされているように感じますけれども、実際は、今の子供たちの現状を考えますと、スポーツをもっととさせて、そしてスポーツのマナー、あるいはルールを守るという人間社会における基本をしっかりと大人と一緒にしながら教えていかなければならない、そういう意味におけるスポーツの教育的意味合いというものは大変大きなものがあるかと思えます。

そういう観点から考えますと、PTAの方々がどれほどの内容に関して熟知していらっしゃるのかどうか、私にはちょっと理解ができませんけれども、このスポーツ振興投票くじというのは、もう何通も申し上げておりますけれども、ギャンブル性としては非常に薄いものであり、宝くじ的な意味合いがあり、私を案内してくれた八十歳のおばあさんも一緒に買いに行こうと言われて、行った場所が駅前のキヨスクでした。キヨスクにかかっているのを引張り上げてそれにマーカーする。私はこんなものではないと言ったら、それならもう既にマーカーしているのがあるからそれをお買いなさいと、半分は自分の楽しみ、半分は未来の子供のためにと言つてそのスポーツくじを私に紹介してくれました。

私は、そのように育つてきているところへ、日本も今、学校体育中心から地域社会の社会スポーツに移行し始めているという現状をかんがえましたときに、予算も、六歳から二十二歳までの予算では賄えない、ゼロ歳から百歳までもがスポーツをする時代になってきていることをかんがえます

と、予算が足りないということは阿部委員も御理解をいただけないのではないかと思います。

○阿部幸代君 児童生徒の教育に悪影響があると文部大臣が認めるまで、またその文部大臣が保健審に意見を聞くまでPTAなど国民の声に耳をかさないというのは、スポーツ振興に名をかりた横暴そのものだと思います。

文部大臣に伺います。サッカーくじ法案の廃案を願う東京都小学校PTA協議会の会長である松川國秋氏が、新聞のインタビューに答えて次のように語っておられます。

子どもによる殺傷事件があいついでいるこの時期に、文部省が率先して「サッカーくじ」の導入をはかり、胴元になるといふことは、なんともいいようなない憤りを感じます。

「サッカーくじ」で多少の問題が起きても、くじの収益でスポーツ施設ができれば子どもにプラスだなどという幻想をふりましますが、「少々問題はあるかもしれない」といふのはとんでもない話だと思ふんです。それこそ、「学校の授業で落ちこぼれる子が多少でもしかなかった」という文部省の姿勢を端的に表しているように感じられます。

こうおっしゃっているんです。文部行政に対する根底的な不信の念だと思ふんですけれども、そう思いませんか、大臣。

○国務大臣(町村信孝君) 申しわけないんですが、私は赤旗新聞は日々その精緻には読んでおりませんので、今、委員が突然の御指摘でございますからなかなか議論のしようがないのであります。その方の議論も、これはギャンブルでありイコール悪であるという、やっぱり間違つた事実認識に基づいてそういう議論を展開しておられるなというところだけを強く感じます。

○阿部幸代君 保健体育審議会の意見より何より、こうした保護者、PTAの真剣な意見に耳を傾けることこそ、父母と協力した、地域と一体となつた児童生徒の健全育成の道であるはずなのに、それに背を向ける日本の文部行政というの

は、本当に驚くべき行政だというふうに私は思っています。

○国務大臣(町村信孝) 昨日、私は日本全国のPTAの会長さんとお目にかかりました。そこで当面の刃物事件への対応その他について真摯なお話し合いをし、また御要望も伺いました。そしてそういう中で、いささか今のPTAの皆さん方、親子の対話が欠けているという実情をもう少しよく見ていただけないでしょうかといったようなお願いもしてまいりましたが、その場でPTAの皆さん方から、このサツカーくじ法案反対というお言葉は一言もごさいませんでした。念のため申し上げておきます。

○阿部幸代君 日本PTA全国協議会について言いますと、私どものところにも反対の要請文が届いています。その中で、やはり反対であるということには変わりがないことを念を押しているんです。これをきちんと酌み取るべきだと思います。

最後の質問になるんですけど、私は既にスポーツ振興法に基づくスポーツ振興基本計画の策定が先決ではないかという質問をしたことがありますが、二月十七日の大臣の答弁は、財政再建三年の間に、財政支出を伴う新しい長期計画はつくってはならないと、こういう縛りがかかっておりますので苦慮をする、こういうものでした。

そこで伺いたいのですが、スポーツ振興基本計画をつくるのですか、それともつくらないのですか。

○国務大臣(町村信孝) 率直に言って、前回の委員からの御指摘を踏まえまして、私どもも従前から、どういふふうに法律に規定された計画に対応していったらいいか、部内でも率直な議論をしているところでもあります。

じや余り金目の入らない、金額の入らない計画というものがあつたのかあり得ないのか、そんなことも考え、あるいは仮にこの法案が成立をして、そして一定の例えは収入が納付されるようになるという事態を想定しながら、そこを前提に、もちろん国の一般会計の税金も入れたというものが考えられるのかどうか、いまだ議論の時間をいただきたいなど、こう思っております。

いずれにしても、計画の有無にかかわらず、しっかりとした多面的な内容を持った方針などが既に保体審などから出されておりますので、当面はそうしたものを考えながらしっかりと取り組んでいきたい、かように考えているところであります。

○阿部幸代君 提案者に伺います。

大臣の今の答弁、お聞きになっていたと思うんですけど、スポーツ振興法に基づくスポーツ振興基本計画をつくることと、これは明言なさいませんでした。こういうことと本当に困ると思ふんです。つまり、ギャンブル収益の多寡、多し少ないにスポーツ振興財源が左右されるということになりますと、スポーツ行政そのものがいかにギャンブル行政になっていく危険性を持つていくわけですね。そうならないためにスポーツ振興基本計画をまずつくらなければならぬと思うんですけれども、提案者の立場はどうですか。

○馳浩君 昭和三十六年に議員立法で制定されましたこのスポーツ振興法によりまして、第四条によりまして、文部大臣は基本計画を策定しなければならぬというふうになっておるのでありますから、今後引き続き、私は提案者としてもその基本計画を策定するための条件整備についても努力していきまして、文部大臣にもその旨を求めていきたいと思っております。

○阿部幸代君 サツカーくじの本質からして、計画が立てにくいという根本的な矛盾を内包しているというところにお気づきになりませんか。さっきも言いましたように、ギャンブル収益金ですか

ら、多いか少ないか本当に予測ができないわけですね。実際スポーツ振興基金も、つくったときには大変積極的これを活用していこうという意欲に満ちていたと思うんですけどもスポーツ振興基金は、実行に移した段階で思ひのほか民間からの資金が入ってこなかった、また国の方も財政支出をふやそうとしない、加えて金利の低下によって運用資金が本当に狭まっていったわけですね。こういうことも起こるわけで、そもそもサツカーくじというのはスポーツ振興基本計画をつくりにくい、ギャンブル法案であるがゆえにそういう根本的な矛盾を抱えているというふうに思いませんか。

○馳浩君 誤解のないように。

私が先ほど答弁を申し上げたのは、今回のこの法案によって財源を確保してスポーツ基本計画を作成させるために努力をするというふうな趣旨ではなく、本来の法律にあるとおり、第四条に基づいて文部大臣はスポーツ振興の基本計画を立てるのが当然であり、その財源の確保に向けて我々は文部省予算におけるスポーツ振興予算等々条件整備のための努力をしていくというふうな趣旨で申し上げたわけでありまして、それと今回のことはリンクはさせておらない旨の趣旨で申し上げました。

○扇千景君 百四十二国会が始まってこのスポーツ振興くじ法案の審議は、御存じのとおり、衆議院では内容について審議がほとんどというくらい行われないうちに三時間弱で本会議まで通過してしまつた。しかも本会議場では、党議拘束をかけたがらも七十人近い衆議院の国会議員が本会議場から外へ出て、その中で採決された。そういう意味においては、私も参議院は、この委員会として少なくとも今日まで十一時間少々議論を進めてまいりました。そのことだけは、参議院としては、一応衆議院よりは参議院の良識が少しはあつたのではないかと、いまだに私は感じております。

しかし、いまだこの法案の持つてくる基本的な、くじを発行した場合の売買の場所はどこなの

か、あるいは十九歳未満には売らないというこの対面販売はだれがどう責任持つて未成年者に売らないということを保証するのか、あるいは集めたお金に對してどの金融機関がそれを集金して回すのか、また、そのくじを売るためのコンビニエーター等々が要するわけですけども、それはだれがどこへどう発注するのか等々、そういうことが一つ一つの十一時間の議論の中ではまだ見えてまいりません。

ですから、きょうも新聞にいろいろこのスポーツ振興くじ法案が通るのではないかとという記事が出たものですが、きょうも傍聴人も多いし、テレビも入ってマスコミはこれが通るのか通らないかと注目しておりますけれども、私は、この十一時間少々の時間を議論してもそれが見えてきていないし、法案が通ればと通つたらと、たまたま、ればの話がいまだについて回る、そういうことに限しては私は残念至極だと思います。

御存じのとおり、審議をし、参考人を呼び、そして、従来は国会の中の参考人の御意見というものは法案に對してなかなか反映されない、結構な御意見も聞き放して、ほとんどそれは法案を通すための通過点でしかないような参考人招致ではございましたけれども、今提案者が提案していらつしやいます修正案に對しては、この委員会での参考人の御意見、あるいは審議会の人員の選択方法、あるいはそのディスクロージャーのやり方、情報公開のあるべき姿等々がこの修正案にいささか盛り込まれてあることに對しては、私は珍らしい委員会であつたかと。自画自賛するわけではありませんが、ないよりはましだと。衆議院に比べればと言わざるを得ないことがいまだ残念なんですけれども。

きょうは多くの時間をとれますが、私は、先ほどから同僚議員が御心配になっておりますように、この修正案に書いてある生徒等の教育に重大な影響を及ぼすということがどうしてもわからない。規定がないのは文部大臣が困りになるだろうと思うんですね。こういう重大な影響を及ぼし

ただ、私も余りこの種のギャンブルに詳しいわけではございませんが、いわゆるのみ行為というものには宝くじでは成り立たないだろうと思えますので、これも宝くじ的な確率でありましょうから、のみ行為といったようなものが学校で成立するとはちよつと思えないのでありますが、もしかしたらそれは私の無知のなせるわざかもしれませ

○國務大臣(町村信孝君) 四年前のアンケート調査でございましたか、私もその当時、率直に言ってまだ不勉強でございました。宝くじ並みの確率であるということも知らないで、多分これはギ

御存じのとおり、保健体育審議会等々がこれを審議するというその審議会のメンバーは、保体審のメンバーというのほもとと、学校給食というもので子供たちの栄養バランスがいかがなもの

文部省の中でおとしやる。なぜ文部省なんですかというもう一遍原点に戻らなきゃいけない。

○小野清子君 いわゆるガラス張りですべてに公

開をするということと、チェックをする機能をきちんとしていこうことが私どもこの法案を考えるときに提案者の中からもいろいろ議論がなされた。

そこで、どこが一番いいかといいますが、ニユーtralな人間が集まっているところが一番やはり公平である、そういう観点から保健体育審議会がよからうということでお話し合いが出たわけでございます。

○副千景君 私は余り提案者と議論しても仕方がないと思っておりますけれども、これをなぜ文部省にというところが一番のネックなんです。きょう私どものところにも反対者も大勢いらっしゃいますし、また各地方自治体も、御存じのとおり地方自治法の第九十九条第二項の規定によって反対の意見書を採択したところもございます。今日なおかつ反対者があるというこの基本を私は忘れてはいけぬであらうと。子供の世界から離れてしまった私たちが決めたことが子供への程度の影響を及ぼすかということに思っています。私たちが失格になるだろうと思っております。それくらい私たちが責任の重い仕事をしているんだという自覚のもとに、お尋ねしたくないことも意地悪ばあさんみたいに聞かなくていいかなってやうなことです。

先ほど同僚議員から競輪、競馬は農水省とかいふような説明がございました。なぜこれが文部省なのかという点と、やっぱり大もとの理解が反対の国民の多くの皆さん方にされていなくないかと。なぜ子供の教育の文部省へ持つていくんだと、これが私は大きな疑問点の一つであらうと思ふんですね。これはもう端的で結構ですけれども、なぜ文部省なんだということをもう一度お答えいただきたい。

○馳浩君 お答えいたします。

先生に対しては釈迦に説法であります。スポーツ振興政策を推進してやるのが文部省でありまして、青少年の健全な教育に配慮をしなければならぬのが文部省でありますから、これが相

反する、矛盾するとは全く考えておりません。○副千景君 それは提案者ですからそう言わざるを得ないと思ふすけれども、これは議員立法ですけれども、通つた後は文部省に主体が行くわけですから、法案が通つてしまえば文部省が全責任を持つてこれをつかさどらなければいけないわけですから、私は、町村文部大臣初め文部省に対して、この法案はおかつ今でも反対の声は国民の中に多数あるという認識だけはしかと持つていただきたい。

しかも、議員立法ですから、議員の先生方は法案が通つた通つたと言つてお祭り騒ぎをすることは、反対者があるということ、今後社会的な影響をこの法案がどの程度及ぼしていくかという未知数な中では、通つた通つたというお祭り騒ぎはぜひ控えていただきたい。なぜ言いますかといひますと、この法案を通すためにホテルで盛大な推進パーティーを開いたのを私は知っております。私は、この法案の行き先というものを考えれば、いかに今後影響が出てくるかということが判断できないままの法案通過になるかと思ふので、ぜひその点は議員立法をした先生方も法案の先行きと社会に対する影響というものを心して見守つてやつていただきたい。

また、文部省もこの法案を受けて、今の青少年の社会現象が大変苦しい中で、なおこの法案が青少年に対する悪影響の一端にならないよう厳に慎んでいただきたいということもお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) ただいま副議員からの御指摘は十分肝に銘じて対処をさせていただきますと考へております。

○委員長(大島慶久君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、上山和人君及び野沢三三君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君及び橋本聖子さんが選任されました。

○委員長(大島慶久君) 他に御発言もなければ、修正案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大島慶久君) 御異議ないと認めます。これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○松あきら君 私は、公明を代表いたしまして、ただいま議題となつております三法案について反対の討論をいたします。

議員提案されておりますスポーツ振興くじ、通称サッカークジ法案が文教・科学委員会本日採決されることになりました。

サッカークジは、サッカークゲームの勝敗を予想し、結果的中すれば金銭を得るという性質に照らし、結果として、どうしても賭博行為に該当します。幾ら公営化しても、参考人の指摘にもありましたとおり、賭博である性格がなくなるものではありません。しかも、青少年に人気の高いJリーグを

対象とするという点で、青少年のあこがれの的のサッカークに対するスポーツ観に悪い影響をもたらすおそれ極めて高いものがあります。

この法案は、青少年に配慮して、十九歳未満の子供にはくじを売ることが禁ずとしておりますが、実際には一枚百円を予定しているというのですから、子供が購入するのを食い止めることは至難と思ひます。

現在、金銭絡みの少年非行が大きな問題として報道されておりますが、サッカークジがこのような非行の新たな誘因となることも予想されます。また、違反事件に関連して、事情聴取をされたりといったことでの子供たちへの悪影響も危惧されるところです。

この法案が、サッカーク選手、審判及びくじの運営機関の職員らがくじを購入することを禁止していることから、このくじの賭博に不正がつきまとうおそれがあることを法案自体が予想している

とも思われます。三十兆円産業と言われるパチンコ業界など、日本ではギャンブルの社会化が進んでおります。この傾向は好ましいものではありません。これ以上さらに新たな公営ギャンブルを創設すべきではありません。

スポーツ振興に必要な予算は、一般会計予算で措置し拡充するのが本筋です。

以上の理由により、公明はスポーツ振興くじ法案に反対をいたします。

○北岡秀二君 私は、自由民主党及び社会民主党・護国連合を代表いたしまして、ただいま議題となつております両修正案及び三法律案につきまして賛成の討論を行います。

まず、平成四年以来足かけ七年にわたり、我が国におけるスポーツ振興及びスポーツ振興のための財源確保策について検討され、法案として提出されました発議者初めスポーツ議員連盟の方々の御苦勞に対し敬意を表させていただきます。

さて、生活に潤いと豊かさを与え、充実した毎日を送るために、また社会に明るさと活力をもたらすために、スポーツは欠かせないものの一つであります。とりわけ、都市化が進み、生活が便利になったために、日常的に身体を動かす機会が減少している現代社会においては、スポーツの果たす役割はますます重要になってきております。

ヨーロッパの国々では、整備された環境で老人から子供まで手軽にスポーツを楽しんでいるのを目にします。しかし、我が国のスポーツ環境は、欧米に比べますと残念ながら十分であるとは申せません。そのため、地域に根差したスポーツの普及、振興の面で大きくおくれをとっているのが現状であります。

また、競技スポーツにつきましても、長野オリンピックにおける日本選手の活躍がどれだけ私どもに深い感動を与え、勇気、誇り呼び起こしたかここで申すまでもありませんが、一方で選手の養成、支援体制などの面で、個々の選手の努力、

犠牲に寄りかかってきたことは否定できません。国民が真の豊かさを実感するために、スポーツの振興はこれからの大きな政策課題であり、スポーツ振興投票制度の創設は二十一世紀のスポーツ振興に大きな役割を果たすものであると言えます。

以下、法案に即して基本的な賛成の理由を申し上げます。

まず第一に、スポーツ振興投票制度の導入の趣旨であります。

本制度は、新たなスポーツ振興財源を創設することによって日本のスポーツ環境全般の整備充実を図り、二十一世紀の国民生活に不可欠なスポーツの振興に大きく寄与しようとするものであります。一般会計予算から支出をすべきであるとの声もあることは承知いたしておりますが、昨年十一月に財政構造改革法が成立いたしましたように、国の財政は大変厳しい現状にあり、スポーツ振興予算を大幅に増額していくことが現実的に困難であることは御承知のとおりであります。

第二に、七年にわたり検討された制度であり、多くの工夫が凝らされている点があります。

具体的には、青少年への悪影響に対する危惧の声に配慮し、十八歳以下の者に対してはスポーツ振興投票券の購入を禁止していること。新たな法人の新設は行わず、既設の特殊法人日本体育・学校健康センターを実施機関とし、役員の増員も行わないなど、行政改革の流れに沿ったものであること。収益の使途について国民に対する情報提供を義務づけるなど、国民の信頼の確保に特段の配慮がなされていること。また、各地域におけるスポーツ活動がスポーツの振興のために重要な役割を果たしていることを考慮し、収益の一部が地域のスポーツの振興に充てられるように配慮されていることなどがあります。

その他、実施に際しては、いたずらに射幸心をあおることのないように、当せん確率や当せん金額を宝くじ並みとすることや、販売は対面販売で行うこと、試合当日や試合会場での販売は行わない

いことなどについては審議を通じて明らかにされているところであります。

スポーツ振興投票はヨーロッパを中心に諸外国では既に定着した制度となっております。今回導入しようとする制度は、それらの制度を十分に調査検討の上提出されたものであり、我が国においても、スポーツ振興のための資金の獲得方法として、また、夢を買ってスポーツ振興のために寄附する知的ゲームとして、今後広く定着するものと考えます。

また、自由民主党及び社会民主党・護憲連合提出の両修正案は、地方公共団体等の行うスポーツ振興事業に対する支援の強化、一定の場合のスポーツ振興投票の実施の停止、収益の使途に関する国会への報告、指定試合の公正を確保するための罰則の追加などを内容とするものであり、スポーツ振興投票制度の一層適切な運営を担保しようとするものであります。まことに当を得たものであり、適切な修正であることを申し述べ、私の賛成討論を終わります。

○阿部幸代君 私は、日本共産党を代表して、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案等、いわゆるサッカーくじ法案及び本日提案された修正案に対して反対の討論を行います。

反対理由の第一は、サッカーくじがギャンブルであり、青少年に悪影響をもたらす、文部省がそれを推進しようとしていることです。

サッカーくじは、参考人質疑を初め、この間の審議を通じて一段と明らかとなったように、提案者がどう言い繕おうと紛れもないギャンブルです。それゆえにこそ、くじの購入を十九歳未満は禁止するとしていたのです。しかし、十九歳未満の青少年がくじを買わない保証はありません。ナイフによる殺傷事件など、青少年を取り巻く社会環境は極めて深刻になっています。その上、青少年に最も人気のあるJリーグにギャンブルを持ち込めば、青少年に悪影響をもたらすことはだれもが危惧することです。サッカーとスポーツのすばらしさに触れる青少年の夢を汚すことは許されま

せん。しかも、青少年の健全育成を所管する文部省がサッカーくじを推進するなどはもつてのほかです。

反対理由の第二は、サッカーくじがスポーツの健全な発展を妨げることです。

サッカーくじは、勝敗の結果にお金をかけることによって、文化として、また権利として発展しているスポーツをギャンブルにおとしめるものであり、スポーツの進歩に逆行しています。それは、目標達成への努力の過程やフェアプレー精神をないがしろにし、勝敗の結果のみをこたわる傾向を助長することになります。このような傾向は、Jリーグの選手のプレーや審判にも影響を与え、ひいては歴史の浅いJリーグの自主的な発展をもめぐるものとならねません。

反対理由の第三は、サッカーくじがスポーツ振興の本筋から外れるものだということです。

青少年の健全な発達や、健康で文化的な国民生活の充実にとって重要なスポーツ振興の財源を、ギャンブルによる収益に頼ること自体許されないことです。スポーツを国民の権利として確立し、本計画の策定と国のスポーツ予算の大幅増額こそ本筋といえるものです。国の予算は貧しいままサッカーくじを導入すれば、わずかな収益金に利権がはびこり、文部省によるスポーツへの統制が強まるおそれもあります。この点で、サッカーくじ法案は本末転倒しています。

以上、サッカーくじ法案は、青少年の健全育成にとつても、スポーツの振興という点でも百害あって一利なしです。

本日提案された修正案も、原案の基本的性格は何ら変えるものではありません。それどころか、今回追加された文部大臣による停止命令や選手等の取締に対する処罰規定は、競輪、競馬などほかの公営ギャンブルと同様の規定です。こうした規定を追加しなければならぬこと自体、サッカーくじがギャンブルであり、青少年に悪影響があることをみずから認めたもので、本法案の問題点を

一層浮き彫りにするものです。

こうした原案及び修正案に対して、日本PTA全国協議会や主婦連、全国地婦連、新日本婦人の会などの女性団体、日本弁護士連合会、教育関係者、スポーツ関係者などから大きな反対の声が上がっているのは当然です。Jリーグのホームタウンの半数の自治体の議会を初め、二百七十を超える自治体が慎重あるいは拙速な導入に反対の意思表示をしています。また、プロ野球のコミッショナーを初め、プロ、アマの野球界からも反対の声が上がっています。さらに、全国各地の高校サッカー部の監督、顧問二十五氏の反対アピールに千二百人を超える高校関係者から多くの賛同が寄せられるなど、反対の声はますます広がっています。

こうした反対世論を無視して本法案の採決をこり押しすることは議会制民主主義の原則を乱暴に踏みつけるものです。国民合意のないサッカーくじ法案は廃案しかなく、私はこのことを強調して、反対の討論を終わります。

○委員長(大島慶久君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島慶久君) 御異議ないと認めます。それでは、これよりスポーツ振興投票の実施等に関する法律案について採決に入ります。

まず、小野清子さん提出の修正案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大島慶久君) 多数と認めます。よつて、小野清子さん提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた残り原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大島慶久君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案の採決に入ります。まず、小野清子さん提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(大島慶久君) 多数と認めます。よって、小野清子さん提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除いた残り原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(大島慶久君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、スポーツ振興法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(大島慶久君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小林元君から発言を求められておりますので、これを許します。小林元君。

○小林元君 私は、ただいま可決されましたスポーツ振興法の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民友連、社会民主党・護憲連合及び自由党の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

スポーツ振興法の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、スポーツが心身の健全な発達と、明るく豊かな社会の形成に寄与するものであることにかんがみ、スポーツ振興法の実施等に当たっては、その適正な運営に万全を期すとともに、次の事項について特段に配慮すべきである。

一、スポーツ振興のための予算措置について今後ともその充実を図るとともに、各省庁にまたがるスポーツ関係予算の有機な連携に努めること。

二、スポーツ振興のための適切な施策を講ずるため、スポーツ振興法第四条に規定するスポーツの振興に関する基本的計画について検討すること。

三、スポーツ振興投票券の発売に当たっては、青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等について十分留意すること。

四、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、国民が自主的、自発的に行うスポーツ活動の振興のために地域のスポーツクラブなど民間スポーツ団体の果たす役割の重要性に十分留意すること。また、地方においても、スポーツ振興投票の収益を活用し、地域スポーツクラブ等の育成が促進されるように十分配慮すること。

五、障害のある人のニーズに対応したスポーツ環境の充実のため、関係各省庁の連携を十分図るとともに、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっても適切に配慮すること。

六、保健体育審議会の委員の選任について本委員会に報告するなど、スポーツ振興投票制度の運営全般にわたって公正及び透明性を十分確保すること。

七、スポーツ振興投票制度を円滑に実施するた

め、社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)が適切かつ安定的な運営に努めるよう促すこと。

右決議する。

以上でございませう。何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(大島慶久君) ただいま小林元君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(大島慶久君) 多数と認めます。よって、小林元君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、町村文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。町村文部大臣。

○国務大臣(町村信孝君) ただいまの御決議に關しましては、その趣旨に十分留意して対処してまいります。

○委員長(大島慶久君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと答へる者あり】

○委員長(大島慶久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大島慶久君) この際、狩野文部政務次官より発言を求められておりますので、これを許します。狩野文部政務次官。

○政府委員(狩野安君) このたび、文部政務次官を拝命いたしました狩野安でございます。

教育はすべての国民にかかわる重要な営みであり、次代の我が国を担うにふさわしい心豊かでたくましい子供たちを育成していくことが重要であると認識しております。特に、子供たちをめぐって現在の深刻な状況の克服に精力的に取り組んでまいりたいと考えております。町村大臣を補佐し、

教育改革の実現など文教行政の推進に全力を尽くしてまいる所存であります。

委員長を始め委員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。(拍手)

○委員長(大島慶久君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

【参照】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案に対する修正案
スポーツ振興投票の実施等に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第三十七条」を「第四十二条」に改める。
第十八条第三項中「大蔵省令、文部省令」を「総理府令、大蔵省令、文部省令」に改める。

第二十一条第一項中「スポーツ団体を、地方公共団体又はスポーツ団体を」に改め、「この条の下に」及び第三十条第三項を加え、同条第二項中「スポーツ団体を」を「地方公共団体又はスポーツ団体を」に改め、同条に次の一項を加える。

5 センターは、第一項又は第二項の規定により地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係るスポーツ団体に對する資金の支給の業務を行うに当たっては、その支給に充てる金額の総額がセンター法第三十条の二に規定する収益の三分の一に相当する金額となるようにするものとする。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。
(国会への報告等)

第三十条 センターは、毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書を作成し、当該事業年度の決算完了後二月以内に文部大臣に提出しなければならない。

2 文部大臣は、前項の報告書を受理したときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

3 センターは、国民に対し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供し、及び必要に応じ、スポーツ振興投票に係る収益から資金の支給を受けたスポーツ団体に對し、その資金の使途に関する情報の公開を求め、そのことにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての国民の理解を深めるとともに、スポーツ振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとする。

(スポーツ振興投票の実施の停止)

第三十一条 文部大臣は、センターがこの法律（この法律に基づく命令を含む。）若しくはスポーツ振興投票に係るセンター法の規定（これに基づく命令又は処分を含む。）に違反し、又はスポーツ振興投票の実施につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができる。

2 文部大臣は、スポーツ振興投票の実施が児童、生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼしているとき、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができる。

3 文部大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

第三十七条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条 指定試合においてその公正を害すべき方法による試合を共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条の次に次の四条を加える。

第三十七条 機構の役員若しくは職員又は第十條第四号から第六号までに掲げる者（次条において「試合関係者」という。）が、その担当する第二十四條に規定する業務に係る職務又はその関与する指定試合に関し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の

懲役に処する。

第三十八條 機構の役員若しくは職員又は試合関係者にならうとする者が、その担当すべき第二十四條に規定する業務に係る職務又はその関与すべき指定試合に関し、請託を受けて、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、機構の役員若しくは職員又は試合関係者となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 機構の役員若しくは職員又は試合関係者であつた者が、その在職中に請託を受けてその担当した第二十四條に規定する業務に係る職務又はその関与した指定試合に関し、不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、前項と同様とする。

第三十九條 前二條の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十條 第三十七條又は第三十八條に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができ、附則中第二項を第三項とし、第一項の見出しを「（施行期日等）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 この法律の施行の際、金融監督庁設置法（平成九年法律第一〇号）が施行されていなければ、同法の施行の日の前日までは、第十八條第三項中「総理府令、大蔵省令、文部省令」とあるのは「大蔵省令、文部省令」と読み替へるものとする。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二條の改正規定のうち第二号中「平成九年法律第 号」を「平成十年法律第 号」に改める。

第三十條の次に一條を加える改正規定のうち第三十條の二「二分の一」を「三分の一」に改める。附則第一項中「平成九年法律第 号」を「平成十年法律第 号」に改める。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、学費値下げ、大学予算増額、私学助成の増額に関する請願（第六八九号）

一、スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願（第六九四号）（第七〇一号）

第六八九号 平成十年二月二十七日受理
学費値下げ、大学予算増額、私学助成の増額に関する請願（三通）

請願者 大阪府吹田市山田南三〇ノ一〇ノ五〇七 花井弥生 外千六百六名

紹介議員 薬科 満治君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第六九四号 平成十年二月二十七日受理
スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進町三ノ二八 長友正孝 外十八名

紹介議員 小野 清子君

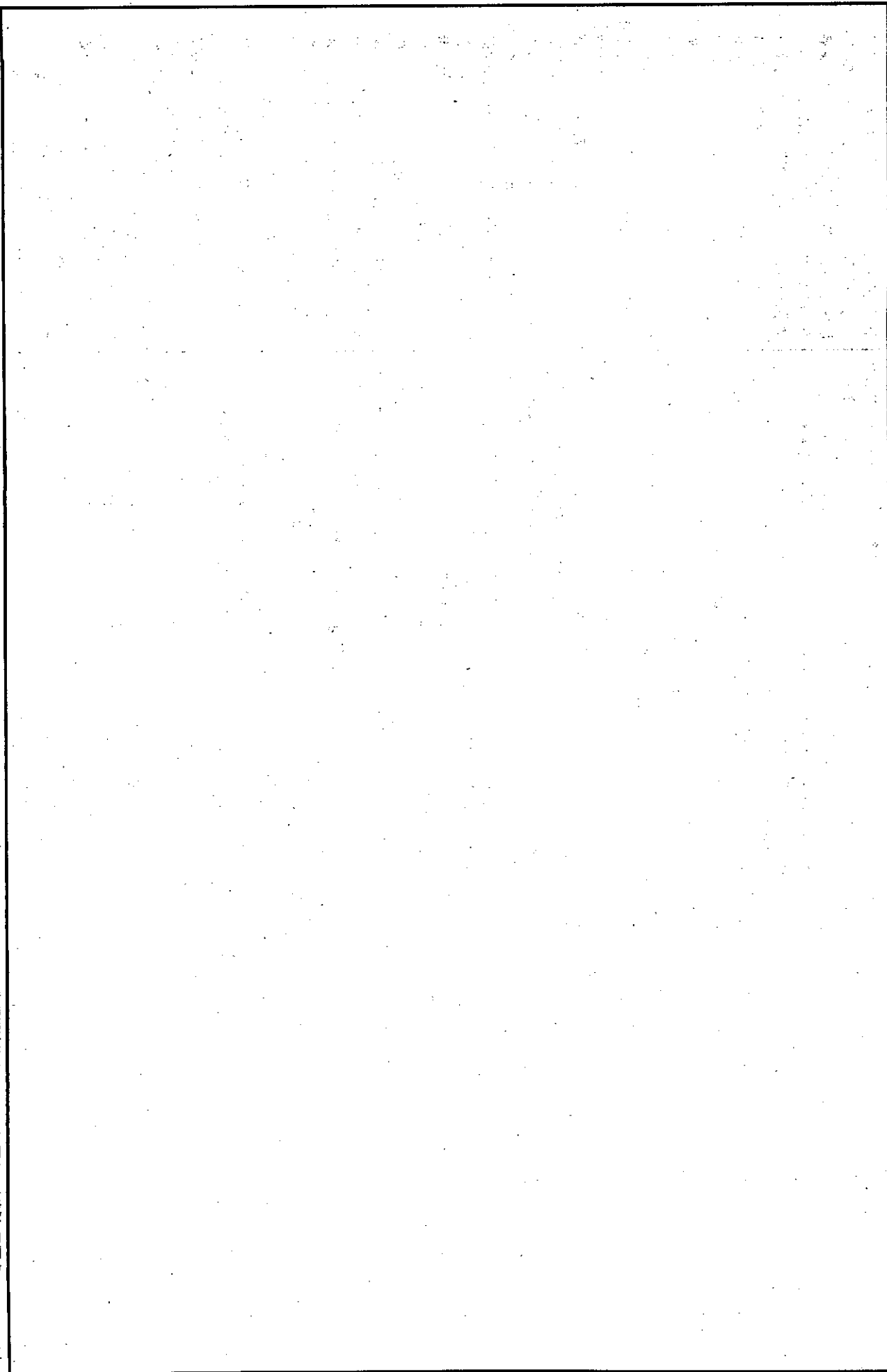
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七〇一号 平成十年三月三日受理
スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願

請願者 群馬県前橋市日吉町二ノ六ノ五 佐田武夫 外九名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。



平成十年四月二日印刷

平成十年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K